

第5回平成18年12月定例会会議録(第6号)

招集年月日 平成18年12月22日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後5時44分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	服部博和
5番	小林庸夫	14番	有吉正
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	森本敏軌
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 森下 文夫 書記 植松 ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
助役	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	小林 哲也	農林課長	山崎 信之
野田川地域振興課長	平野 勝彦	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	和田 茂雄	下水道課長	小西 忠一
住民環境課長	藤原 清隆	水道課長	芋田 政志
会計室長	金谷 肇	保健課長	佐賀 義之
建設課長	坂本 典男	福祉課長	岡田 康利

5. 議事日程

- 日程第 1 議案第 178号 平成18年度与謝野町一般会計補正予算(第3号)について
(質疑~表決)
- 日程第 2 議案第 179号 平成18年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について
(質疑~表決)
- 日程第 3 議案第 180号 平成18年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号)について
(質疑~表決)
- 日程第 4 議案第 181号 平成18年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について
(質疑~表決)
- 日程第 5 議案第 182号 平成18年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
(質疑~表決)
- 日程第 6 議案第 183号 平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
(質疑~表決)
- 日程第 7 議案第 184号 平成18年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
(質疑~表決)
- 日程第 8 議案第 185号 平成18年度与謝野町水道事業会計補正予算(第2号)について
(質疑~表決)
- 日程第 9 議案第 186号 平成17年度京都市町村交通災害共済組合歳入歳出決算について
(質疑~表決)
- 日程第 10 意見書案第3号 地方道路整備の促進と財源確保に関する意見書(案)
(提案~表決)
- 日程第 11 意見書案第4号 町村税財源の充実確保に関する意見書(案)
(提案~表決)
- 日程第 12 意見書案第5号 石田地区「高規格道」路線の住民説明を求める意見書(案)
(提案~表決)
- 日程第 13 閉会中の継続審査(調査)申出書

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。ご苦労さんでございます。

12月定例会もいよいよ本日最終日になりました。ひとつよろしくお願いをしたいと思います。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程にしたがい進めたいと思います。

日程第1 議案第178号 平成18年度与謝野町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案については、既に質疑に入っておりますので、質疑を続行します。

質疑はありませんか。

有吉議員。

14番(有吉 正) 2、3お伺いいたします。

一般会計の62ページに、防災対策費があるわけですが、石川の防災行政無線整備工事費、これはたしか石川というふうに聞いたわけですが、こういうふうに整備されればいいことなんですが、ちょっと総務課長なのか、企画財政課長なのかわかりませんが、お伺いいたします。

防災無線が、いわゆるアナウンスが聞き取りにくいという地域があると思いますし、またそういう地域には家庭の無線が補助金をいただきながら購入すると、こういうことになっているわけですが、ある方のお話なんですが、豊岡市、旧出石町で、いわゆる聞き取りにくい場合に、あとで町の方に電話すると、きょうはこういうアナウンスをしたと、そういうふうな案内があると、こういうふうに聞いております。大変いいことだなというふうに思っておりますし、例えば仕事をしてあって何か言うとなると、夜にでも帰って聞くと、そういうことができる、こういうふうに聞いております。そういうことができるものか、できないものか。またするならばお金がたくさんかかったらなかなか厳しいでしょうし、その辺はいかがなものか、ちょっとお伺いします。

議長(糸井満雄) 大下総務課長。

総務課長(大下 修) ただいまの有吉議員さんのご質問です。機械的に、どういたしますか、対応するといえますか、返答するといえますか、そういうものはございませんけれども、ご存じのように宿直員がおりまして、その者が電話を受けて、原稿を持っておりますので、電話で対応をしておるという状況でございます。機械的なものはございません。

議長(糸井満雄) 有吉議員。

14番(有吉 正) 機械的であるのはなかなかできないと。できないのかできるかということなんですけれども、と言うのが、職員さんが例えば日中でしたら職員さんが対応しなければならないと。それから夜であれば宿直の方が対応すると、こういったことなんでしょうけれども、それは今やられておるわけですね。そうじゃなくて、機械的に対応ができるものかできないものか、そういったことはやっただけのものかどうかと。職員さんが対応するといってもね、なかなか大変だろうと思うんですが、その辺はいかがなことでしょうか。

議長(糸井満雄) 大下総務課長。

総務課長(大下 修) 豊岡市の事例は、先進的な事例かと思えます。これまでの経験といえますか、で

職員並びに宿直員の対応で苦情といいますが、これまでからはできているというふうに考えておりますので、機械的という検討はしたことはございませんし、今後当然、全町域に防災行政無線を整備するのかどうかの検討も今しておる最中でございますので、その中にも、今おっしゃられたようなことも含めて、検討の材料にしていってというふうに考えます。

議長（糸井満雄） 有吉議員。

1 4 番（有吉 正） それでうまくいくなれば、そういうふうに前向きに検討していただけたらというふうには私は考えております。

それから、建設課長に伺います。先の委員会で急傾斜地、野田川町も京都府が事業ではあるわけですが、急傾斜地をやられると、こういうふうにちょっとお聞きしました。その中で、与謝野町の急傾斜地分担金徴収条例、これを勉強しますと、第1条に趣旨、これは、京都府が施行し与謝野町が事業費の一部を負担する急傾斜地対策事業について分担金を徴収すると、そういう事項を定めると、こうなっております。

第2条で、非徴収者の範囲として、分担金の非徴収者は急傾斜地や崩壊危険区域に指定された区域内で事業の実施により利益を受けるもの、またはそれらの者の組織する団体とすると、こういうふうになっております。

それから第3条で、分担金の額、これは100分の1と、このように規定されておるわけですが、この前の委員会の中で、会社の裏は整備されないというようなお話もありまし。これにつきましては、同じ会社といえ、町民であり府民である、ちょっとそういう点に関しては疑問点があったわけで聞くわけですが、これがどうしても会社は広い範囲があります。距離的にね。そういった中で、急傾斜地の部分を直そうとすると、会社が分担を100分の1すれば直るものかどうか、この辺、京都府のことは私にはわかませんが、わかる範囲でお聞かせいただきたいと思えます。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 今、急傾斜地の関係でご質問がございましたが、府の事業制度の中で、民家要するに町民が住んでおられるところが対象という事業になっております。

それで、全く会社だけという部分は、府の対象事業になっておりませんので、ご質問のとおり事業から外れるというような状況になってきます。

今度、急傾斜地で旧岩滝町と旧野田川町の境のあたりが、採択される方向で進んでおります。そういった中にも、会社の部分はございまして、そういった部分は事業の対象にならないというような状況でございます。

以上です。

議長（糸井満雄） 有吉議員。

1 4 番（有吉 正） これはちょっとおかしな部分もあるのと違うかなというふうな思いもありますし、その点は町長、そういう機会がありましたら、また同じ町民であり府民が働く場所でもあります。そういった点もあわせると、この辺も言うていただく機会があればおっしゃっていただけたらなというふうに思います。

それから、建設課長に聞きます。この急傾斜地、それこそおとしの台風23号では、そういった急傾斜地も崩壊した場所があるというふうにも思うわけですが、いわゆる与謝野町の急傾

斜地の認定と言ったらおかしいですが、京都府が持っておられるのか、あるいは建設課の方で把握しておられるのか、そういったハザードマップといえますのか、その辺があるのかなのか、お伺いいたします。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） ただいまの質問に、急傾斜地の一覧表というのか、そういったものはないかというご質問でございますが、京都府の方でそういったものはあります。

それから、ちょっと今数値が確実なものはあれなんですけど、戸数とか、それから法面の勾配、そういったものは一つの要件等になってきます。

ちょっと今数字を確かなものを持っておりませんので、今お答えできませんけれども、そういった部分において急傾斜地の指定がされております。

以上です。

議長（糸井満雄） 有吉議員、一般質問でもらった方がいいような質問の方に入っておられるようなので、できたら議題に沿って質問をしていただくようお願いをしたいと思います。

皆さんをお願いしておきたいんですけども、昨日からの質疑を聞いておりますと、横出し、はみ出しの議論がかなりあるように思いますので、できるだけこの議題に沿った質疑をお願いしたいと、このようにお願いをしておきたいとします。

それでは次の質疑を受けたいと思います。

ありませんか。

1番、野村議員。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1番（野村生八） それではまず、農林課長に質問をいたします。

48ページの農家台帳管理事業ということで、農地情報システムの委託料の予算が計上されています。説明では、この農家台帳に住基ネット等々から新たな情報を取り入れて組み立て直すというふうなことだと思っておりますが、とりわけ質問の趣旨は、こういうコンサルにこういう情報関連の業務を委託するときに、今問題になっております情報の漏洩ですね、これが起こらないのかどうか、その心配があるわけですが、こういう問題については、どのように対応されているのかということも含めて、内容をお聞きしたいと思います。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 野村議員のご質問にお答えしたいというふうに思っております。

まず、農家基本台帳につきましては、農業委員会等に関する法律の中で、それぞれの市町村が整備することということで義務づけられております。そこで関係部局と調整しながら、情報が迅速に取得できるように、住民基本台帳あるいは固定資産台帳とのデータ照合という部分がありますので、それについてルールをつくっていかなければならないということがあります。

それで、与謝野町でも個人情報保護条例がありますので、その中のそのルールの中で、その情報の抽出にあたるということがあります。与謝野町の個人情報保護条例では、目的外利用等の制限ということで、収集目的の範囲を超えて利用してはならないという制限がありますので、そういう調整をしながら業者と契約を行うということでやっています。

農地台帳のこのシステムに関しましては、旧3町がそれぞれ基本台帳を整備しておりまして、

それを合併によって統合しなければならないということがありますので、新たに整備するという
ことで、当初予算の中では、その整備事業費は見ておきまして、そのシステムを受注する業者が
決定しました。その統合作業において、住民基本台帳にかかわります部分で、基本的な部分なん
ですが、住所、氏名、生年月日、性別、あるいは固定資産のデータからいいますと、土地の所在
あるいは地番地目、地籍所有者等を3町の農家基本台帳と合体させて、新たな与謝野町の農家基
本台帳の整備をしていくということで、個人情報、個人2万5,000人の住所氏名、あるいは
農地でいいますと2万4,000筆の農地情報をデータを抽出しまして、その農家基本台帳と整
合せるといふ作業を行うものでございます。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この5万2,000円加えて、幾らの事業費になるのかという点を再度お聞き
したいのと、それから、今想定をしてということと、目的外には使わないというでの協定とい
うことと、それから持ち出しということも言われましたね、情報の持ち出しですね。それを再度確
認したいわけですが、こういう委託、いわゆる役場以外のところの会社にこういう情報の内容
をかかわった事業を委託する場合に、全国的にそういう漏洩が起こっている内容の深刻な問題は、
今の国の流れの中で、委託先の派遣等々の厳しい労働実態の中で、いわゆるそういうきちとし
た職員の管理意識ですね、等々が確保できないという、そういう中で、会社としては協定を結ん
でいても、職員がそういうことで管理できない実態というのが大きな一つだろうというふう
に思っています。

その辺までは、行政としては、なかなか協定結んだからといってかかわれないわけで、そう
いう実態の中で、しかも漏洩は絶対起こさないというためには、今いわれたこういう場合に情報
を外に出す、その会社に情報内容を持ち出すということをしなないと、この中ですべてして、そ
して帰られたときには情報はちゃんと置いて帰っていただくということまでしないと、今こう
いうことが保証できない実態になっているのではないかというふうには私は思っています。

農林課長には、そういう点で今回のこの事業については、再度そういうことの可能性、持ち
出しですね、もう一度なぜないのかということがわかる答弁をお願いしたいのと、さっき持ち
出しはないと言われたと思うんですが。

それから、そういう件に関する担当の課長に、こういう委託の場合の情報の保護の問題につ
いての制度ですね、考え方、保護条例はわかるわけですが、考え方をお聞きします。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） ご質問にお答えしたいというふうに思っております。

一番初めに、農家基本台帳システム整備業務について、事業費がどれだけかかったかというご
質問があったというふうに思います。これにつきましては、264万6,000円ということで、
株式会社ソリマチさんと業務委託契約を行っております。

それから、先ほど僕、協定というような表現の仕方をしたかと思うんですが、いわゆる委託契
約の中でという意味合いで、業者にはそういうしほりをかけているということを申し上げたか
ったというふうに訂正させていただきます。

それと、住民基本台帳あるいは固定資産台帳から、その基本的なデータを抽出していただく業
務をお願いするのは、もともと与謝野町が住民基本台帳整備あるいは固定資産台帳整備を町のシ

システムそのものを委託している会社に、抽出業務を50万円をお願いをしているということがありまして、それを電子データにして、農家台帳の方に取り込んでいくということがあります。その辺では、その電子データをどこかへ持ち出されるということについては、その契約の中で十分しぼっているということがありますので、それ以上の会社の方の犯罪にかかわる部分についてはもうそれこそ厳重に契約の中で注意するというようお願いをしておると。

議長（糸井満雄） 総務課長。

総務課長（大下 修） 個人情報保護の担当を総務課でしておりますので、お答えをさせていただきます。

今の条例の中では、官公庁同士は別なんですけれども、民間の会社と有機的に線で結ぶということは、これは禁じております。ただ、必要に応じて、今農林課長が申しあげましたように、抽出をしてそのデータをその業務のためにお渡しするというものについては構わないというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 今回の事業については、住基や固定資産のデータベースからその情報を取り出すためのいわばプログラムを本来の業務を委託する別の会社につくっていただくということだというふうに、今の答弁で思うわけですが、一つは、そういう住基ネットだけではなくて、役場全体のデータベースで運営されているわけで、そういう内容からデータを取り出したり、あるいは入れ込んでいく、自動的にね、いう場合には、当然そういう特別のプログラムがいるわけですね。これは普通のパソコンのプログラムではなくて、データベース言語で書かなければならないのでね、特殊な知識が必要なんです、これだけの100億円の規模で300人、あるいは臨時も含めて500人以上の人材が動いている、これだけの規模の中で、これだけのデータベースを扱っている中で、このデータベース言語が扱える人が結局はいないのかなというふうに、この問題は吉田課長ですかね、情報関係なんです、いないのかなというふうに今の答弁を聞いて思うわけですね。

このデータベースを扱う上では、このデータベース言語で決められたことしかできないんじゃないかって、必要なことを必要なように使っていけるようになるということが、効率化の上では非常に大事なネックなんです。だから、そういう人材をきちっと確保するということがないと、本当にこれだけのコンピューターにかかわるいろんな経費が使われていますが、なかなか1ランク上の効率化にはいかないのではないかなというふうに感じています。

先ほどの情報の問題と絡んでですね、いわゆるこの役場の外に持ち出すことは、いくら協定書をつくっても、何か問題があったらそちらで弁償してもらうということと言っても、漏洩が起こってからでは遅いわけで、できるだけ持ち出さないということが、一番の保証なわけですね。そのためには、持ち出さなくてもいい人材をね、中に育てるということが、今のこれだけの個人情報保護の厳しい状況になっている中では、私は大事なことはないかなというふうに思っています。

情報の保護の問題と、そして行政経費の問題、両面から考えて、そういう人材をきちっと確保するという必要があるというふうに思いますが、そのデータベース等々の運用の問題とも含めて、企画財政課長に質問します。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

野村議員さんからたびたびそういうご指摘を委員会等でも受けおります。私もこういった議会の中で、市町村合併の一つの目的には、専門的な人材を育成する、そういったメリットもあるというふうにお答えしております、そういった人材を育てていくということは大事なことだろうというふうに思っております。

現在、企画財政課の中に2名地域情報、地域政策の方で担当がおります。しかし、すべてのことに対応できるかといいますと、まだなかなかそこまではいっていないという状況でございます。

なかなか非常に難しいことだろうというふうに思いますけれども、そういった人材の育成には今後とも努めていきたいというふうに考えております。

それから、情報の漏洩の問題でございますけれども、個人情報の流出につきましては、いろいろと新聞紙上も騒がせておまして、大きな社会問題となってきているところでございます。現在、今野村議員さんからご指摘を受けました内容、役場の中にもそういったプロジェクトをこしらえまして、現状を分析した上で、さらに個人情報が出ないためにはどのような方法をとっていくのか、そういったプロジェクトも立ち上げて、研究をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 今いわれた2名のシステム管理者ですね、この方はそれなりに結構経験もあるというふうにも聞いています。ただ、システム管理の資格ですね、SEの資格がきちりとられているのかどうか、そういう勉強をしていただいているのかどうかね、その辺も含めて、それだけの方なら、ひょっとしたらこういうデータベース言語でもね、一定対応できるとかいうふうなこともありますし、例えば今回のこの農林課の問題にしても、単にコンサルに発注と、結果としてはそういうことがあってもですね、それまでにはそういうところも含めて検討するということは、今の情報保護の問題で必要だろうと、これぐらいの情報をいろうのに発注しなければ情報がいらえないと、データベースの、いうことになると、それだけ情報が漏洩する確率が高くなるということになりますので、今後一層ですね、そういう取り組みをお願いしたいと。

この問題は、いわゆるそういう人材を確保するという意味では、ただ単に今国の方から公務員の数を何割削減しなさいという形で求められているわけですがけれども、やはり行政の責任、住民サービスやこういう情報の問題を含めて、行政の一定の責任を果たす、あるいは暮らしを守っていくサービスを提供する上で、この職員の確保というのは必要な部門がいっぱいあるわけですね。単純に職員を減らすということは、そういう問題についても影響を与えていくと。また、パート等々がですね、劣悪な状態で働くということが、そういう行政の運営システム上にも影響を与えていくと。これは一般の民間企業でもそういうことが既に言われていますので、その辺も含めて、十分全体トータルで考えて取り組んでいただきたいということを指摘をしておきたいと思います。次に、福祉課長に質問をします。

34ページに共同作業所交通費補助事業ということでの補助金の補正が出ています。今まで3分の2補助を10分の10というふうなことで、積極的にこういう助成、補助金をふやしていくということで、非常に関係者にとってはありがたいことだろうと思います。自立支援法の関係で、こういう部分も負担がふえてきているということの解消だろうと思いますが、この提案され

ている内容と趣旨ですね、どういう目的でこういうことを提案されて取り組んでこられたのかと、それと今後についてもお聞きします。

それとですね、今回の補正でいよいよ10月から自立支援法に基づく事業が始まりました。間際まで国の方の事業の内容とところどころ変わって、どういう事業をどうすればいいのかもさっぱり決まらない、予算がどうなのかもわからないという経過があった中で、どうしてもこういう遅い形でなるということも理解はできます。

今回のこの補正で、あちこち全部出されていますので、多分新しい障害者自立支援法に基づくサービスの内容、そして予算の内容、経費の内容、ほぼ確定したのではないかなというふうに思っています。この補正の内容を見ただけでは、ちょっとその辺はよくわからないので、全体について、どのようになったのかということについても、ご説明をいただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。まず、共同作業所交通費の補助金でございます。これにつきましては、3分の2以内の補助金ということで、月額限度額を5,000円ということで従来制度を施行してまいりました。ところが、共同作業所につきましても、一定負担を求めるといふようなことから、この負担を少しでも軽くしてほしいというような要望がございまして、そういった中で、この3分の2以内という、その補助率を削除をさせていただいたということでございます。したがって、月額5,000円まで補助をしようということに改正をさせていただいたものでございます。

この根拠となりますのは、精神障害者の交通費これにつきましては、月額5,000円を限度ということにしておりまして、それと同じ取り扱いにさせていただいたということでございます。

その趣旨につきましては、やはり就労支援ということも非常にこの支援法の中で重要な内容となっておりますので、それらと照らし合わせて、そのような改正をさせていただいたということでございます。

それから、障害福祉サービスの関係でございます。今回もいろいろと補助金等の組みかえ等の予算を計上させていただいております。それで、まず今までの支援費制度につきましては、身体的、精神障害がその障害の種別ごとに居宅サービスと施設サービスに区分されて実施がされてまいりました。

ところが、障害者自立支援法につきましては、そのような障害の種別にかかわらず、サービスを一元化するというので、この法施行につきましては、4月1日に施行をされたということでございます。また、居宅サービス、施設サービスの利用者につきましては、定率1割負担と食費、光熱水費の実費負担をしていただくということ、これも4月1日に施行がされました。

それから、更生医療、育成医療、精神通院医療、公費負担の医療関係でございますが、これにつきましては、自立支援医療として、自己負担は原則医療費の定率1割負担ということで、4月1日に施行がされました。

また、居宅サービス、施設サービスを新しいサービス体系に変更するという、あるいは入所施設のサービスを昼の日中活動と夜の居住支援、これを区分しまして、その組み合わせ利用が可能とするということにつきましても、10月1日に施行がされました。

さらに、補装具給付制度と、日常生活用具給付事業、これの再編を行いまして、補装具給付に

つきましては定率1割負担、それから日常生活用具給付の利用者負担については、市町村が決定をするということ、これが10月1日に施行をされました。さらに、地域生活支援事業ということで、相談支援あるいはコミュニケーション支援、地域活動支援、これらにつきましては、市町村事業としてこの10月1日から施行をされたということでございます。

そういった4月施行分と、10月施行分によりまして、今回これらの今後の見込み、あるいは組みかえ等々をさせていただいたということでございます。

それでは、34ページに計上しておりますその内容について、ご説明を申し上げたいというように思います。

まず、障害者福祉サービス事業の13節委託料でございます。地域生活支援デイサービス委託料323万7,000円につきましては、これは10月から市町村事業として精神障害者のデイサービス、これの分でございます。この金額につきましては、1月から3月分を計上をしております。

それからこの中にはもう1つ市町村事業として、身体デイサービスということで、聴覚障害者の分野、これが含まれております。これにつきましては、1月から2月分を計上をさせていただいております。あわせまして323万7,000円ということでございます。その下の地域活動支援センター委託料につきましては、今申し上げました聴覚障害者のデイサービスにつきまして、さらに3月から名称が変更になるというふうなことから、ここには3月分、1月分を91万円計上をしておるということでございます。

それから、19節負担補交のサービス料計画作成費負担金76万5,000円でございます。これは、社会参加事業から、今回障害福祉サービス事業に組みかえを行ったものでございます。同額を社会参加事業の方では減額をさせていただいておるということでございます。

それから、地域生活サポート事業費補助金でございます。これにつきましては、この10月から市町村事業ということございまして、居宅介護のうち、移動支援分についてはこのサポート事業で実施をする、また短期入所のうち日中短期入所と、すなわち日中一時預かりでございます。これにつきましても、市町村で実施をする。

それから、法の制度に該当しない方も、今までから利用をなされておりました。その生活支援、あるいは家事援助につきまして、これを計上をさせていただいておるものでございます。このサポート事業につきましては、年間300時間までは無料とするということと考えておりました、半年分150時間分については無料ということで、ここにトータル320万円の予算計上をさせていただいておるものでございます。これも1~3月分計上をさせていただいております。

この1月から3月の予算計上ということでございますけれども、既に10月から事業が始まっております。したがって、10月分、11月分につきましては、既に今の現行予算の中から支出をさせていただいております。それで、この10月から12月分までにつきましては、今後振り替え等を行いまして、この事業の中に組みかえを行っていきたいというふうに考えておりました、1月以降の分のみを今回は計上をさせていただいておるということをご理解がいただきたいと思っております。

それから、扶助費でございます。知的障害者デイサービス事業費113万8,000円、これにつきましては、地域生活サポート事業にいく分と、それからまた、自立支援給付へ移行する分

とございます。サポートにつきましては移動支援分、それから自立支援につきましては生活介護分ということでございまして、これらの今後の見込みとあるいはこれまでの実績等々を勘案いたしまして、113万8,000円を計上させていただいておるということでございます。

それから、その次の身体障害者デイサービス事業費でございます。32万6,000円の減額でございます。これにつきましても、自立支援におきます生活介護分、これを除きまして3月から12月分をここに計上させていただいておると、現行の予算よりも若干少なくて済むというようなことから、減額の補正をさせていただいておるものでございます。

次の障害児デイサービス事業につきましても、これも自立支援の方へ移行するわけでございますけれども、今までの実績、あるいは12月までの見込み等を立てまして、234万6,000円これを増額補正をお願いするものでございます。

次の36ページでございます。身体障害者短期入所事業費でございます。これにつきましても、自立支援給付と地域生活サポート事業に移行する部分でございますが、現在では12月までに76万3,000円不足をするという見込みを立てまして、その予算計上をお願いしているものでございます。

次の知的短期入所事業につきましては、これも事業が移行するのは今までの事業と全く一緒でございますけれども、101万5,000円が少なくてすむというようなことから、減額をお願いするものでございます。

それから、障害児短期入所事業費につきましても、188万8,000円の減額をお願いするものでございます。

それから、身体障害者ホームヘルプサービス事業費115万3,000円につきましては、これは12月分までにつきまして、115万3,000円が不足をするということから、増額をお願いするものでございます。

以下、そのような内容ですと一定の見込みを立てまして整備をさせていただいております。中で大きいのは、知的障害者施設訓練等事業費につきましては、7,347万5,000円ということで、これ非常に大きな額になっておりますが、これらにつきましては、当初予算を計上する段階において、旧3町でそれぞれこれだけ必要であろうという見込額を立てました。ところが、それらをトータルして当初予算に計上したわけでございますけれども、一人見込みが違ってもかなり多額の金額になるというようなことから、少し過大見積もりもあったというようなことでございまして、大きな減額となっております。

それから、精神障害者のグループホーム事業費306万4,000円を計上させていただいております。これにつきましては、今までは知的障害者のグループホームの中にこの金額を見ておりました。ところが、自立支援法によりまして、これらも町の事業として、なおかつ精神障害者分についても独自に予算を組むことが可能になりましたので、その金額を306万4,000円計上をさせていただいておるということでございます。

この306万4,000円につきましては、ことしの当初の4月分から12月分までを計上をさせていただいておるということでございます。また、10月以降は自立支援給付へ移行しておりますので、その1、2月分につきましては、自立支援給付の方に予算計上をさせていただいておるということでございます。

最後の自立支援給付費4,933万3,000円につきましては、そういった移行された部分につきまして、1月から2月分を計上をさせていただいておるといことでございます。

それで、2月分までということでございますが、支援制度が始まりまして、そのときには予算の枠内で補助をすることができるという制度でございました。ところが、非常にそのサービス業者がふえたということで、予算が不足をするという中で、かなりいろんなところから予算をかき集められて対応をされたわけでございますけれども、それが2月分までしか支給ができなかったという、当初の始まりがございまして、それをずっとひきずっておるものですから、自立支援法になりまして、一応年間の不用費等につきましては、3月から2月分の一つの区切りということにしておりますので、そのようなことで計上をさせていただいておるといことでございます。

したがいまして、今回の予算計上につきましては、12月分までは現行の予算の中で一たん予算計上をさせていただき、その中で不足する部分、あるいは余る部分、それらを減額あるいは増額をさせていただきました。そして、新しく移行した部分につきましては、1月以降の部分について、計上を新規にさせていただいておるといことでご理解をいただきたいというように思います。

わかりにくい説明であったと思いますけれども、以上でございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） ありがとうございます。

再度、2点についてお聞きします。1点はですね、この今後の予算の項目名ですね、今までは支援費ということで、何々の事業の支援費ということであったわけですが、これを見てますと、自立支援給付費ということになってますね。それともう一つが地域サポート支援の方の給付費がありますね。今後、これは明確に仕分け、事業ごとに、今回はこういう形なんですが、されるんだと思うんですが、その辺のことと、それから前回自立支援に変わってどれぐらいの予算の変更になっていくかということと試算をお願いして、一定の見通しをご答弁いただきましたが、今回こういう形で精査される中で、ほぼわかってきたのではないかと思うんですが、いわゆる支援費の制度のもとでの予算に比べて、これ全体がどういうふうな状況になったのかという点についてお聞きします。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） まず1点目の、今までの予算の計上の仕方につきましては、支援費制度に基づいて細かく予算計上をさせていただいておりました。

ところが、今回の自立支援法の施行によりまして、自立支援給付1本でもろもろの事業を合算したものを、1本で上げさせていただいております。もう少し内容的にわかるようにということは当然のことと思いますので、これらにつきましては、今後事業ごとに細分化をするような予算計上の方法に改めていきたいというように考えております。

それから、今回利用者負担原則1割、その中にありまして、負担限度額というものが定められております。ただ、その負担限度額は余りにも高いというようなこともございまして、京都府の方で独自に、その半額ということの限度額を定められまして、その対応をさせていただいております。

そういったこともあるわけでございますけれども、34ページの障害福祉サービス事業費、ト

一ータルで2,675万2,000円減額ということでございます。そのほか、自立支援の関係は、一応生活用具や身体障害者、これらも関連はしてあるわけですが、当初予算に比べて、これだけの金額が少なくて済むということが基本になるだろうというように思っております。

ただ、一応この10月以降の実績を本当に見ませんと、そここのところの比較が非常にしにくい部分があります。あくまでも、これだけ必要であろうという予算でございまして、実績とは違いますので、そのような比較はちょっとしにくい部分がございますが、これだけは町の負担が減ってきたのではないかというふうに見ております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 先ほど言われたように、支援費制度のときにはサービスがふえると予算が足りないということで、国がそういう状態の中でサービス抑制という方向でのいろんな指示がくるというふうな事態がありました。

今回、自立支援法に変わって、それは予算の範囲内であって、基準に基づいて執行された分は支給されていくと、給付されていくということに今言われたように変わったわけですが、いわゆる今までどおりの2月分しかという形で、まだ制度は変わっていないということのようですが、非常にやりづらい、行政としては、役場としては、町としてはやりづらいですよね、こういう予算というのは、3月ということでの運営をしているわけですから。それはすぐに変わるような方向になっているのかどうかということをお聞きします。

それからですね、自立支援法が始まって、まだ事業が始まって10月からですから、2ヵ月ちょっとしかたっていないわけですが、そういう事態の中で、既に全国の市町村、3割近い市町村が当町でもしていただいています、独自の軽減制度をつくっています。新聞などの調査によれば、先日の報道でも、三重県の太子町ではこの自立支援の1割給付を全額助成するという取り組みが新聞にも報道されています。京都府は限度額を半額にということですが、三重県は利用料そのものを半額助成ということなので、7,500円以下の人でも助成が受けれるということのようですが、その残りの分を町が負担するという形でされています。

そういうことで、全国の市町村でこれだけ素早い対応がされているというのは、介護保険のときに比べても、非常にスピードが早いのではないかと考えているわけですが、それだけ今回の障害者自立支援法の内容というのは、大変な障害者や事業所、関係者にとって大変な事態になる制度ということは、明らかだろうというふうに思います。事業所に至っては、1割以上の減額ということで、維持できないと、維持するためには職員の首を切らざるを得ないということで、既に事業所をやめている方がですね、たくさん出ているし、6割近い方がやめたいというふうな思いを持っているというアンケート調査にもなっています。

このままやっていたのでは、とてもじゃないけれども今の障害福祉の事業は継続できないということで、国も障害者支援に1,200億円追加するというので、大きくは事業所の減収になる部分を補てんするというか、そういうことを打ち出しましたが、こういうことをしなければやっていけない事態であるということは、国も認めているということだというふうに思います。

そういう点では、当町でも先ほど言われましたが、300時間までの無料ということで、近隣市町の中で先進的な軽減負担の取り組みをしていただいています。引き続きお願いしたいというふうに思います。

その点でお聞きしたいんですが、補装具の購入もですね、1割負担になったということで、当然暮らすために、当たり前で暮らすために必要な補装具ですね、義足とか。そのためにお金を払わなければならないということになっているわけですが、この点についても、100以上の自治体で助成制度がつけられているわけですが、これの内容については当町ではどういうことになっているのか、この2点についてお聞きします。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） まず1点目の、自立支援法になりまして3月から2月分までということについて、そのあたりの改正があるのかどうかということでございますけれども、ただ、医療費制度につきましても、診療は一応3月から2月ということで、区切られておりますので、それらと照らし合わせてみますと、3月から2月で区切って、そして出納閉鎖までにその扶助費を支給をしていくということについては、別段問題はなからうと思えますし、それから国の方も、特にこれを改正をするというような、今のところ動きはございません。

それから、非常に利用者負担がふえたということで、先ほど国の方でも1,200億円の追加をというようなことだというようなお話でございました。確かに、非常にこの負担が大きいというようなこと、あるいは事業所におきましては、報酬については月割りから日割りに直されたというようなことで、毎日利用される方によってその報酬が非常に変わるというようなことから、国の方といたしましては、この1,200億円の追加の中身については、まだ何も示されておりませんが、考え方といたしましては、利用者負担の軽減、あるいは事業者に対する減収の激変緩和の措置等々を検討をしていくというようなことになっておるようでございます。

それで、事業所の新しい体系が変わって、報酬等が落ち込みましても、旧体系のサービスの報酬の今までは80%を保証しようということであったわけですが、これを90%を目途に検討をしたいというようなことも示されておるようでございます。

そういったことで、またこれから具体的な内容については国の方から示されるであろうということで、またこの予算につきましても、新たに3月補正等で組みかえをさせていただくことも必要になってくるのではないかなというように思っております。

それから補装具の関係でございますけれども、町といたしましては、国の基準どおりに1割の負担をお願いするということで、今は考えております。新たに、個々に町の独自制度を絡ませるというようなことにつきましては、現在のところは考えておりません。

ただ、一部この日常生活用具給付に組みかえられたものがございます。これらにつきましては、現行どおり1割負担でなくて、応能負担でということですから、住民税の非課税世帯では月額1,100円がたしか最低の負担だったというように思っておりますけれども、そういったことで例えばストーマ用具、そういったものについては日常生活用具に移行したわけですが、そういったものにつきましては、今までどおりの応能負担でお世話になろうということを考えております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 町長に質問します。

今指摘しましたように、この障害者自立支援法になってさまざまな分野が根本的に変わって、いい方向に変わったのならいいんですが、悲鳴の声があちこちで上がっているという事態の中で、

国自身も1,200億円の追加で当面支援をするという方向を打ち出さざるを得ない。しかしこれは基本的には変えなくて、当面の期間ということになっているわけですね。だから、そういう意味では、これで根本的に今の事態が解決されるということにはなっていませんので、関係機関、国や府にも含めて関係機関等ともですね、いろんな意見もさらに今も聞いていただいております。聞かせていただき、必要な施策を町だけがするというのではなくて、全体で改善していただけるように、積極的にぜひ今後もお願いしたいというふうに思います。

当町としても、できる支援をお願いしたいというふうに思いますが、お考えをお聞きします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうした方向で進めていきたいというふうに思っております。

いろいろと国の施策の中でも、こうした与謝野町のような小さい町にとりましても、本当にそこに住む人たちにとっては、日々のことでございますので、そうした意味では、できる限りの応援がしていきたいというふうに考えておりますので、そうしたことについては、具体的に今おっしゃったような形での提案をしていきたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） ここで15分間の休憩をとりたいと思います。

45分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時30分）

（再開 午前10時45分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは1点だけお伺いいたします。

予算書の40ページになります。広域入所運営事業費のところ、委託料が上がっておりますが、この内容とあと現状をちょっとお聞かせください。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。40ページの広域入所運営事業の10万4,000円の追加補正でございます。

これにつきましては、上宮津の保育所に2ヵ月間、子どもさんを預かっていただくための委託料でございます。たしか里帰り出産であったというように記憶をいたしております。

それで、広域入所につきましては、現在7名の子どもさんを広域入所ということで委託をしておるところでございます。

議 長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 広域入所につきましては、例規集にもその対象とかのっておりませんが、その対象など、少しお聞かせください。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 例えば広域入所につきましては、勤務の都合上、町外にお勤めになっておられる方が、どうしてもその時間内に町内の保育所であれば迎えに行けないというような方につきましては、その勤務地の保育所に広域入所という形で預かっていただくということでございます。

またそのほかでは、例えば里帰り出産そういったものにつきましても、2ヵ月とか3ヵ月、短期間でございますけれども、その間広域入所ということで子どもさんを町外の保育所に預かっていただくというような内容でございます。

議長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 先日ですけれども、ある子育てをされているお母さんからお話を伺いました。その方は、ことしの7月に勤務地の保育所というのを知りながら、役場の方に相談をされました。そこで、とりあえず話を聞いてくださいとお願いしたんですけれども、その窓口の方では、9月までちょっと待ってくださいという返事があったそうです。それで9月になっても電話がないので、また9月に電話しましたところ、12月まで待ってくださいと。12月になっても電話がないので、12月にまたもう一度電話しますと、それから1週間ほどたってから電話がありまして、勤務地の保育所しかできないという回答があったそうです。

この7月に相談されまして、9月、12月この5ヵ月間ですか、その間どのような検討をされたのか、どういういきさつがあったのか、お聞かせください。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） まず、その職員の対応につきまして、7月から12月までいろんな面でご相談をされた方にご迷惑をおかけをしておったということについて、まずおわびを申し上げたいというように考えております。

私がこの件につきまして話を担当から聞きましたのは、12月に入ってからのございました。子育て支援というような位置づけを持ってあります関係もございまして、何とかこの件につきましても、対応ができないかなというようなことも一応検討させていただきました。

ところが、既に町内ではそういったことで勤務地の保育園でなければ広域入所として預かってもらえないということもございまして、時間内に迎えに行けない場合には、公立の保育所と、それから民間の保育所とダブルというようなことでお預けをされているようなケースもあるようでございます。

そういったようなこともいろいろと考えてみますと、この方だけを特別扱いにするというようなことになると、そのようなことがしていただけるんだったらということで、非常に多くの方がこれを希望されることにつながってくるのではないかなというようなこともございまして、やはり勤務地の保育所に広域入所として預けるのを基本としようということで、決定をさせていただいて、その返事をさせていただいたのがまだ先日であったということでございます。

したがいまして、その対応のまずさにつきましては、先ほども申し上げましたが、おわびを申し上げますし、また職員につきましても、そのあたりのことを十分指導してまいりたいというように考えております。

議長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 町長にお伺いいたします。

今の対応についてですけれども、そのお母さんが、もしこれができなければ、引っ越しもしなければならぬと。日ごろ、役場の窓口には日々多くの方からご相談や問い合わせ等、たくさんあると思うんですけれども、その中の一つ一つが、今回のお母さんにとっても、人生設計をかえるような重大事でありまして。今後、そういう対応を慎重にさせていただきたいと思っております。

このことについて、率直な感想をお聞かせください。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） きょう今初めて聞かせていただきました。本当に課長が申し上げましたように、いろんなケースで、できるならできる、できないならできないという、そうしたお返しを早くさせていただく対応を、早くさせていただくことがまず第一ではないかというふうに思いますし、いろいろなご事情がある方、十分承知もいたしておりますけれども、この町の職員の対応のまずさによっては、新たな考え方を持たなければならなかったりするようなことが、今回お聞きして初めてわかったわけでございますけれども、十分そうした対応について、速やかに、なおかつ慎重に対応するようということをお願いしておりますけれども、改めてそれらについて、職員に徹底をさせたいというふうに考えております。申しわけなかったと思います。

議 長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 本当に慎重な対応をお願いいたします。この12月に電話されたのも、保育所の締め切りが間際で、たまりかねて電話したと。4月から、もしかしたら何かいい方向に進むのかなと、期待されておったと思うんです。そういうことも含めて、今後対応をお願いいたします。

それと、今課長の方からもありましたように、やっぱり多くの要望といえますか、そういうニーズといえますか、あると思います。ただ与謝野町だけではこの問題は非常に難しいと思うので、例えばでございますが、近隣の自治体と何か大きな広域的な枠組みの中で、お互いに余り負担のないような形でそういう広域入所ができるような制度といえますか、そういうのが調査、研究をしていただきたいと思います。そのことについてもよろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） ますます住民の方たちのニーズだとか、そうしたことは多様化してきていると思います。できるだけそうしたことに速やかに対応できるような方法を考えていきたいというふうに思いますし、広域入所についても、旧野田川の場合もよその町との連携をとって、お互いに行ったり来たりということができるようことを考えておりました。そうしたことも含めて、これをもう少し前へ進めていくようなことにしたいというふうにも思います。

ただ、相手方の市や町によっては、それが成り立たないときもありますので、できるだけ広域な形で、また各首長の集まりもありますので、そうした中でも提案していきたいというふうに考えております。

どうも本当にいろいろとご迷惑をおかけいたしました。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

9 番、井田議員。

9 番（井田義之） それではちょっと質問をさせていただきます。他の方の質問と関連も踏まえながら、ページ数を追って質問したいというふうに思います。

まず8ページに地方債補正、これは伊藤議員が質問をされました。ここで5%ということが伊藤議員からも出ましたけれども、過日私も何かで、これまで地方債について国の関係、大蔵省、公営企業については繰上償還とかできないと、それから借りがえもできないということで、旧野田川町の中でもかなり多くの、7%、8%という金利の分が多々ありました。

ところが、この間何かの情報で、いわゆる公営企業については、大蔵省が・・・と、公営企業についてはそういうこれまでどおり民間と同じような方法がとれるということを見たような気がするんですけども、企画財政課長にその内容をもしご存じであればお聞きしたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 我々も官庁速報等によりまして、その情報を入手しておるだけでございまして、まだ詳しい内容まではわかっておりません。

それらの情報でございますけれども、まずその対象を貸付後15年以上が経過した、金利5%以上の地方債とすると。それから、この繰上償還の特例を認めるのは、2007年度から3年間の時限措置とするということで、詰めを急いでおるという内容でございます。

ただ、この要件といたしましては、特殊法人などの抜本的事業見直しに匹敵する行政改革、経営改革の実現が確実であること、二つには、一般会計、各公営企業会計間の勘定分離と、繰上償還対象地方債を財源とした事業の収入、支出の区分が明確化になること、三つ目が、行政改革、経営改革についての財政健全化計画、公営企業健全化計画の策定、公表が義務づけられるということ。それから四つ目に、最終的な住民負担の軽減内容の明確化の、この4条件を設定しておるということでございます。

この から まで読んだだけでは、なかなかわかりません。そこで少しその解説が12月14日付の日本経済新聞で出ておるわけでございますけれども、まず市町村合併で行政を効率化したということが条件。それから職員数の削減など、行革で一定の実績を上げたことが条件。それから債務編成負担が重いと、この三つの条件だということでございます。

これだけでも具体的な数値がまだわかりません。それ以上の説明はまだ受けていないということでございます。

こういった三つの対象を決める基準には、自治体の収入に占める借金の割合を示す、実質公債費比率などを用いると、こういうことが書いてあるだけでございまして、まだその条件を満たすためには、与謝野町が該当するのかどうかということにつきましては、わかりません。実質公債費比率などを用いるということでございますので、これがかなり高い団体が対象になるんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、現在仮に該当した場合、与謝野町がどれだけその対象になる起債があるかといいますと、一般会計が約5億3,000万円、特別会計もすべてあわせると、18億5,200万円、これだけの5%以上の起債残高が残っておるということでございます。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） いろいろな情報をいかに早くキャッチをして、それを対処していくかと、いろいろいわゆる繰上償還ができないというような財政事情もあると思いますけれども、やはり17年度の決算で137億円の地方債が残っていると。特別会計あわせると約300億円の借金があると、その中で、今課長が言われたように、5億3,000万円だとか、18億5,000万円だという部分が、そういうことに対応をされる可能性があるということであれば、ぜひとも金利を安く抑えるというのも、一つの大きな財政健全化の内容だろうというふうに思い

ますので、この件については、やはり情報を的確につかまえて、早いこと対処していただきたいということをお願いをしておきます。

次に、28ページに有線テレビの管理費が出ております。この間、有線テレビのことについて私もちょうと質問をさせていただきましたが、ここできょうは有線テレビ来ておいでません。ライブ中継はやっているんだろうというふうに思います。ライブ中継の中で、毎日議会がある前の日には、必ずライブ中継を見てくださいということ言われます。この間、ライブ中継で廣野議員が一般質問されたときに、画面が乱れて見れなんだということがあったそうです。それから、京丹後市に比べると、当与謝野町については、画像が悪いと。何でだろうということで、有線テレビの方々には聞きましたら、容量の問題だろうということでした。

見てください、見てくださいと毎日のように議会の前には宣伝をしておきながら、見ようと思うとアクセスできない。できても見れないという状態では、これではどないもならんの違うかなと。やはり見てください、見てくださいというPRをする以上は、見れる体制をとるべきではないかと、これについての対策を何か考えないのかどうか、どなたが担当者かわかりませんので、よろしく願いをいたします。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） ライブ中継の関係でございます。今議会の一般質問の中継でも、そういう声が小さいとか、画面が見にくいとか、それから雑音が入るとか、2、3苦情を聞かせていただいております。

今井田議員さん、アクセス数の問題を言われました。この議場では200人の方が1回に見られても対応できるということでございます。4台ございますので、1台50人ということでございますので、200人は大丈夫だということでございます。

そこで、アクセス数がそのときに大きかったのかどうかということにつきまして、今担当に指示をいたしまして、調査をさせております。それから、声が小さいという場合は、発言者の声の大小とか、それからマイクの使い方にも問題がある場合もあるでしょう。それから雑音が入ると、声が割れるという場合は、中継音量を大きくしておく、どうしても声が割れまして、雑音が入りやすくなると。どの程度の中継音量にあわせるというのが非常に難しいところなんだろうなというふうに思っております。

議会事務局にも問い合わせてみますと、本議会中継のDVDも保存されておりますので、これを見ながら原因の分析をしたいというふうに考えております。専門家にも意見を聞きまして、でき得る対策は今後講じていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 企画財政課長に再度あれするわけですけれども、確かに50人、50人で200人ということなんですけれども、200以上の方が見られた場合に、容量の問題がどうなのかというようなこともあるというふうに、私素人なりに考えるんですけれども、そういうようなことはないのかどうか。それでもしあるとすれば、その容量をふやすというようなことはできないのかどうか、その辺についてお願いいたします。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 私もその機械的にそんなに詳しいわけではございませんけれども、容量をふやそうと思えば、それなりの対応は可能だろうというふうに思います。それは機械を変えるということも視野に入れなきゃならんだろうというふうに思っております。

そういった意味で、現在分析作業中であるということでご理解がいただきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） やはり、一般質問でも情報の共有化ということでは言いました。見たい人が、できるだけ見れる体制を、赤松議員は京丹後市もちよくちよく見られるそうですけれども、京丹後市はすごいきれいなそうです。与謝野町のととは雲泥の差だというように聞いております。やはり、与謝野町としてももっともっと勉強されるべきではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いをしておきます。

それから、同じく情報の問題ですけれども、地デジがこの間12月1日から全国に広がりました、全国皆できるということですが、我々のところではできません。来年には成相山がいわゆる地デジの試験放送というか、やると。三河内のアンテナについては、もう2年ほど先だとかというようなことも聞いております。

この地デジのことについては、どこが対応されるのか、どの課が対応していただけるのか、まずお尋ねいたします。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 地上デジタル波放送につきましては、特に事務分掌に定めはございませんけれども、地域情報という意味では、企画財政課で対応させていただくことがいいのではないかとこのように思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 我々の住むところでも地デジが入らないというふうなうわさも聞いております。また、大丈夫だ入るといふようなことも言うていただいております。この間福知山市では、そういう対応を市を挙げてするという格好でいろいろと地元負担も踏まえて協議をされております。もう3、4年ほどたつともうアナログ放送がなしになります。完全にもうテレビも見れない状態が起きる地域があるということです。

だからその辺のところは、しっかりと対応を今後続けていただきたいなということ、これもお願いをしておきます。

次に、46ページ、衛生プラントの搬送設備の改良工事費が300万円出ております。実際には、このタンクのあれに920万円かかるのだということで委員会では聞かせていただきました。920万円かかるものが、なぜ300万円で納まったのか、これについてまず答弁を求めます。

議 長（糸井満雄） 住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） それではお答えをさせていただきます。

この工事請負費ということで、汚泥発酵乾燥設備改良工事費300万円ということで挙げておりますけれども、最初予算のときには、シサ搬出設備等工事費ということで、3,160万円上げておまして、普通でしたらシサ搬出設備等工事費ということで300万円上げるのが正常な状態だったかと思っております。こういった挙げ方についてはちょっと問題があったのではなからう

かと思えます。

まず、6月の予算では3,160万円ということで、13種類ほどの工事費を見ておったわけですが、この前の委員会で説明しましたように、ことしの7月ごろから乾燥機から汚泥が漏れだしまして、9月中旬では相当量が漏れておりました。職員がこれの汚泥の除去にあたっておったということでございます。

それから乾燥機、乾燥汚泥の特有の臭気が非常にひどいということで、脱水棟内で作業しますには、窓をあけて換気に努める必要があるということで、施設外部への臭気対策も考えなければならぬということでございます。

事業費につきましては、920万円を予定しておるわけですが、本年度予定をしておりました地下タンクの更新工事、予算額620万円ほど見ておったわけですが、これを新年度に繰り延べをさせていただいて、その予算を充当しまして、今回補正をしました300万円とあわせて、今回の緊急の工事をしたいということでございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 地下タンクで600万円の予算が組まれておったと。その分を今度、600万円プラス300万円で900万円の工事をすると。地下タンクについて、私は質問させていただきました。20年ぐらいだったら大丈夫でしょうと、これ早すぎませんかと言いました。ところがそのときの答弁では、安全のために今回やるんですという答弁をいただいております。なぜ安全のためにやる600万円を削ってしても、こちらにまわして、予算的にやっていけないということなんでしょうか、企画財政課長お願いします。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 予算的にいけないということではなしに、これは裏には合併特例債等を見ておりますので、予算的にいけないということではないということでございます。それはもうその環境衛生の方の現場で今回は不用という判断をされたということでございますので、それで予算を組ませていただいたということでございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） どうしてもやらなければならないということで予算計上をされて、それでもう今回は、こっちの方が優先だからこれはもう後回しだというようなことを議会の中で提案をされてくると、変な感じですね、私たちとしては。

どうしても必要なら、600万円もやり、900万円もやるというのが普通じゃないですか。これの判断はどなたがされたのか知りませんが、一応住民環境課長の話では、現場の所長じゃないですかというような感じ、現場の指示はしたというんですか、そういうような感じに聞きましたけれども、私は財政の方から思って企画財政課長に質問をさせていただきました。

と言いますのは、私の頭の中には、やはりいわゆる建設整備の基金のことが頭の中にあります。やっぱりあれを一般会計に繰りやって、そのときには衛生プラントについては、今後今財政課長が言われたように絶対やっていくんだということを答弁されております。だけど今回、わずか600万円の工事を、安全のためにするという600万円の工事を先送りしてしまたということですね。

私は、以前に質問したんですよ、タンクは早過ぎませんか。安全のためにやるんですとい

う答弁ですよ。何か私にしてみたら、腑に落ちない部分があるということです。一定の整理がお願いしたいというふうに思います。どなたでも結構です、答弁求めます。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） 地下タンクの更新工事の関係ですけれども、昭和60年に設置をしております、21年を経過しておるということでございまして、今後も継続して安全な稼働を考えますと、今がこの更新時期かなということで予算計上させていただきました。

最終的に考えますと、地下タンクの更新工事を来年度に送らなく、18年度で予算要望しておいた方がよかったなというふうに考えております。この辺につきましては、新年度予算に計上ということに要望しておりますけれども、新年度予算が認められ次第、早期に着工をして安全を期したいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） それとここでのね、補正予算の出し方ですね。いわゆる、従来地下タンクということで600万円出てきておるわけですね。これは引いてないわけですね、この予算書では。

そして、ここで汚泥発酵乾燥設備改良工事は300万円ですと提案ですね、これ。なぜこういうようなことになるのか、ごまかし以外の何者でもない。これはやっぱり、一定の整理をする必要がありませんかということをおっしゃっていただいております。

一定の整理をする中で、やっぱり事情説明もし、私らはもう地下タンクの600万円が消えたというのは委員会で初めてわかったわけですね。私、委員会におらなければ、このことはわからんわけですね。このまま見てしまいますわ。

そういう変更をなぜもう少しちゃんとできないのかなと。同じことを言うとしてもあれで、私はちょっと気分が収まりませんが、もう次へ進みます。

あとちゃんとするようにお願いをいたします。

次に50ページですね、蛇谷の堰堤について、これ前も、ちょっとまだすっきりしてない部分がある、前にも聞いたかわかりませんが、お尋ねしたいというふうに思います。この蛇谷の堰堤というのは、そもそも効果、いわゆる投資効果を一番受けるのはどこですか。だれが答弁してもらおうのいいのかね、とにかく答弁求めます。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 効果といいまして、水道と水道会計と、それから農林でいいます農業の受益者の方の5割5割ということで、2分の1の分担をしていただくということで挙げさせていただいてます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） 水道会計は、完全に独立したものであるということで、水道料金の調整のときにも簡単にはできないんだということでした。

こういう場合に、農林課が主たる主体になって、いわゆる水道企業会計の方から200万円こっちに持ってくると、農林の方に。という方法はとれないのかどうか。その一定のやっぱり企業会計に一般会計から持ち出すという格好をとらなければならない、何か取り決め、ルールがあるのかどうかをお尋ねいたします。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 今回のしゅんせつの工事に関しまして言えば、定期的にその堰堤のしゅんせつをやっておったというのが水道事業会計の方でやっておられました。

それからしゅんせつそのものについて、より必要性を感じておられるのが水道事業会計だろうというふうに思っております、農業用水と水道の取水の関係とは、意味合いで言えば五分五分、半々ということではありますが、しゅんせつそのものを今すぐ必要になるのが、水道事業会計の方だったということで計画を立てられておりますので、その分については水道会計の方で工事費を見ながら、農業用水の方は負担金で対応させていただいておるとい形になっております。

特に取り決めはないと思いますし、農業用水の方で絶対に必要なことをやらなん場合については、農林課が事業主体になりながら、多分水道会計の方に応分の負担を求めるといような経理処理をするということだと思います。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） お互いの応援はしていただいたらいいと思うんですけども、特別会計ならそれで私は何も異論はないんですけども、いわゆる企業会計という中に、一般会計から持ち出しということをしなければならないのかどうか、何か取り決めがあればそれもやむを得んと思うんですけども、やはり企業会計の方から逆に一般会計の方に繰り入れてもらうというのが筋道じゃないかなというふうに思いますので、その辺はよく研究をしておいていただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。64ページに小学校費があります。これ服部議員がきばってこの中では質問をされました。これも教育委員長への質問がいいのか、教育長への質問がいいのかわかりませんが、一つ、この間私一般質問させていただいたときに、総合計画を見ながら、学校の統廃合検討委員会でやりたいということでした。私は逆に、総合計画なりいわゆる行政改革委員会は別にして、総合計画の中にはやっぱり学校の思いを、教育委員会の思いを、やっぱり入れてもらうべきやないかというふうに思っております。総合計画ができてしもてから、学校の方が変えるというのはいないんじゃないかなと。だからやはり、学校、教育委員会として、どういう格好で与謝野町の教育がしたいんだということを、総合計画の審議会の中に繰り入れてもらう、これは総合計画の中にもやっぱり教育、福祉、環境部会というのがしっかりと議題も位置づけられておりますので、そこに入れていただくべきやないかなというふうに私は感じるわけですけども、これに対する答弁を求めます。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長

教育長（垣中 均） お答えさせていただきます。ご高説拝聴いたしました。

やはり、学校の統廃合、別の言い方をすれば適正規模適正配置ということでございますけれども、町行政にとって非常に大きな問題でございます。当然、今後町がどのような施策で町民の方々の付託にこたえていくかということになりますと、当然、おっしゃられました行政改革の推進委員会の動向、それから総合計画の審議会、それらの動向、その中を見ながら、やはり私も考えていかなければ、ある意味では独善的、偏見的な方向を出したりしていく恐れがあると思います。

したがって、その結果を見ながらという話は委員長も答弁はしてなかったと思いますし、昨日、服部議員のご質問に対しましても、私はそういう表現はしなかったと思っております。

いずれにしる、その推移の中で、我々も考えていかなければならない、そのように考えております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

- 9 番（井田義之） この間教育基本法が改正されて、教育委員会の重みというのか、教育委員会は大変ご苦労だというふうに私は感じております。だけど、やっぱり与謝野町の教育行政をどうするかというのは、やはり教育委員会の中で、何回も言いますが、教育委員会の中でしっかりと協議をしていただいて、それを方向性を定めていただくと。この総合計画の中に教育のブ口がおいでといういうたら、この委員会の方々に大変失礼ですけれども、やはり教育委員会としてのしっかりとした方向づけも、一応押しつけるのではなしに、やはりこうしてほしいなど、こうありたいなどというぐらいのことは入れていただいた中で、総合計画はできていくというのが私は一番いいやないかなというふうに思うんですけれども、私の思い違いでしょうか。やっぱりそのタイアップしてというのを、そしたら質問をちょっと変えて、タイアップしてというのはどのような格好で総合計画の中に教育委員会の意向を入れられるのか、お尋ねいたします。

議長（糸井満雄） 垣中教育長

教育長（垣中 均） お答えさせていただきます。

井田議員さんが教育委員会の独立性、存在というものを非常に評価していただく、その点につきましては、これは感謝申し上げる次第でございます。

いわゆる先ほど申しましたように、行政改革推進委員会、それから総合計画の審議会のその動向を見ながら、それと並行するような形といたしますか、それらも参考に入れながら、我々は考えなければならないということをおっしゃるわけですね。

それからまた、総合計画の審議会の方に教育委員会としての一つの方向性とか、そうしたものをどう反映させるかということにつきましては、我々行政内部の方にありますワーキングチームがあります。その中で、やはりそれらは入れていくことは可能だと思っておりますし、当然そうなるものと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

- 9 番（井田義之） この問題はこれで置きます。

次に、土田課長にお尋ねいたします。68ページ、宮津市中学校組合の負担金ですけれども、この問題については、私前からずっと耐震強度の問題です。この間、京都市の北西庁舎震度6強一部倒壊もということ、これも同じように、課長がいつも言われますように、構造耐震指標IS値を用いて検査をされておるんですね、診断を。診断をされて震度6という数字が新聞にでかく出ています。何ぼ、私は常に言うように、震度何ぼという数字が出てこない町民は理解しにくいと、耐震審査をした結果、何ぼまでもつんだということがわからないということを再々言うんですけれども、課長はそれはわからないということでしたけれども、ここでは新聞にはっきり出ております。この新聞見られましたかどうか、見たとしたらどういように感じておられるのか、また与謝野町の場合にどういように基準がこれにあてはまるのか。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） ご質問にお答えしたいと思います。新聞の方はまだ見させていただいておりませんし、従来から耐震の関係でも設計業者等も私の方も、旧町のと時からでも、果たして何度まで対応できる設計でされるのかということも聞いたりもしておったんですが、なかなか基準としては阪神大震災に耐え得る設計をということで回答をもらって、例えば震度7とか6とかだったら大丈夫だというようなお答えは、私の方はいただいておりますので、それ以上については、私の方もお答えができないというようなことでございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） これも恐らくそんな教育委員会が適当に発表されたのではないでしょうし、やはり専門業者にしっかりとそのことを言われて、与謝野町の場合どこの校舎は震度何までもちますと、だけどこれでは不足なんで、震度何まで補強しますと、大体ぐらいでもよろしいので、やっぱり業者に言ってしっかりとしたもの求めてほしいと。これの新聞、またゆっくり見てください。

議長（糸井満雄） 教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 今井田議員さんのご質問で、耐震の関係でございますが、ご承知のとおり、耐震補強工事をしますときに、国庫補助金を受けるといいますか、国庫補助金の対象で工事を進めてきております。

それで、国庫補助金のその対象になる条件としまして、それで実施設計の中に、先ほどお話がありましたIS値、いわゆる支持の数値でございますが、その耐震補強をする場合につきましては、IS値がおおむね0.7を超えることというような条件となっております。それで、業者の方に耐震診断をして、それから実施設計をしますときに、その設計についてはIS値が0.7を超えるように実施設計は設計をしております。

それから、それを逆にその震度6なのか7なのかというお話が従来からございまして、私も最近でございますが、業者の方に震度で申し上げますと、6なのか7なのか、そういう具体的な数字がわからないだろうかというような話をさせていただきました。そうしまして、1業者しかそういう話はできておりませんが、その目標として震度6弱というような話も伺っておりますので、その今新聞に記載がありました6強というのと若干は違いますが、その辺が震度でいいますと6弱という、そういう話も伺っておりますので、参考までに答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） この新聞が間違っているかわからんですけれども、今0.7以上と言われましてけれども、IS値が、この新聞では公共施設は0.6以上が求められていると。6未満はだめですと。6以上を求められるというふうに書いてあります。これもしっかりと勉強をしておいていただけたらありがたいというふうに思います。

次に74ページにいきます。台風23号の残土処分場の整備工事費が250万円出ております。これは多分加悦だと聞いたと思うんですけれども、これはどこの分ですか。お伺いをいたします。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 旧加悦町の部分でございまして、アップルファームさんの横の方でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） この工事は、もう済んではおりませんか。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） これにつきましては、京都府さんの方が工事をやっておられる部分等ございますので、これからお願いする部分でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） アップルファームのところは、登山マラソンにあわせて全部残土処理が済んだので、あの分だったらもう既に済んでおる分をまた計上されておるのかなというふうに感じましたので、ちょっと質問をさせていただきました。

次に26ページ、ちょっと戻りますけれども、26ページ。四辻地区の交付金43万3,000円、それから合併関係の備品購入費742万円、それから下山田のコミュニティ250万円、下山田のコミュニティについては総事業費が幾らで、補助率が幾らだったのか、この三つについて質問いたします。

それぞれの担当者の方、よろしく願いいたします。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

平野地域振興課長。

野田川地域振興課長（平野勝彦） 井田議員さんの四辻地区の交付金について、ご説明をいたします。

この交付金につきましては、昭和50年代に四辻区の財産区から野田川町に譲渡されました。譲渡されたときの理由といたしまして、この土地の処分については、財産区で持っていることについて、かなりの事務が煩雑なものがあるということで、町有地に一たん譲渡をして、もしその土地が売買をされるといふときになりましたら、その金額につきましては、四辻区の方に返還願いたいという確約書のもとに、現在に至ったわけであります。

この土地は、役場の北庁舎の職員駐車場の岩屋川の左岸側にありまして、その土地を求められた隣接の区民さんがおられましたので、その確約書に基づきまして、私が交渉を行い、売却に至り、売却金額を四辻区の方に返還するものでございます。

以上です。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 合併関係業務の備品購入費742万円でございますけれども、これは納付書、給付なんかのOCR装置を購入するものでございます。自動データ読取機ということでございます。今まではリースをしておったわけでございますが、リース期間が満了いたしましたので、一応合併補助金なんかを利用して、補助金がございますのでリースよりも買い取りということを選択させていただいたということでございます。

それからコミュニティ整備の補助金250万円でございますけれども、下山田地区に対しまして、祭り用備品あるいはコミュニティ備品、それらの宝くじの助成金でございます。追加で250万円の宝くじの配分を受けましたので、それを交付するということでございまして、助成率につきましてはおおむね100%と、250万円をちょっと上回る程度の事業費で250万円を助成するという内容でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） あともうちょっと聞きたいことがありますけれども、時間が来ましたのでこれで終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに。

10番、赤松議員。

- 10番（赤松孝一） まず第1点は、先ほど井田議員の関連質問であります。住民環境課の課長の答弁を聞いていまして、いわゆる予算組みがしてあったものは予算執行しないで別の事業に回して、それに対して今回足りないのを補正をしているというふうなことでございますが、こういったことをですね、だれがその判定を、課長の一存でされるのか、であるならば非常に今後予算に対する見方が変わってきますので、だれが責任を持ってそういう決断をされて、今回ここに予算計上されたのか、責任者はだれですかということ、一応伺っておきたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） それではお答えをさせていただきます。

この野田川衛生プラントの施設整備事業の中で工事請負費がありまして、旧町ではそれぞれの工事ごとに挙げておったわけですが、今回の場合につきましては、一番最初にも説明させていただきましたように、資材搬出設備等工事費ということで、13種類の工事をまとめて3,160万円で挙げておったわけなんです。

今回、300万円追加させてもらったんですけれども、それにつきましても同じタイトルで挙げるべきだったところを、今回急ぎょ出てきました工事内容で計上しましたので、ちょっとおかしいことになったのかなというふうに思っております。

責任は私でございます。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

- 10番（赤松孝一） 私でございますとおっしゃっていますので、今後こういうちょっとわかりにくいですね、予算計上をしないように、やはりもう少しだれが聞いても不信感を感じないようなことで提案をお願いしたいというふうにお願ひしておきます。

次に、ページ数でいきますと、これは20ページの町債の部分の農林水産業債のウガヤ貯水池の災害防止事業債270万円の事業債でございますが、これは歳出の部分では50ページの堀池水路改良工事費にあてがわれるのかなというふうに思うわけですが、この事業につきまして、その内容をお願いしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） お答えします。先ほどの起債の関係のウガヤの貯水池の停滞の整備ということがありまして、幾地地区にあります市場小学校の山側、山手ですか、いわゆる地目はため池だったんですが、過去から飲料水として地元で使われておったという堤があるんですが、それが満杯になりまして、しかも土手が腹をふくらましたり、ひびが入ったということで、地元の方から災害防止工事をやってくれという区長さんはじめ地元の方の署名つきの要望書が出ておりまして、それを調査するのに調査の委託料と測量の委託料という形で、今年度はそこを調査しながら、こういった工事でその停滞のふくらみがとまるのかというあたりを調査していただく委託料になりまして、50ページで言いますと、委託料の部分に反映されておる部分で、予算書の50ページは委託料です。堀池の工事費とは関係ないところで、委託料の中にその事業費の部分が入っているということです。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

10番(赤松孝一) ということは、今年度はそのウワガヤの貯水池、これ貯水池と申しましても現実には水は一滴もないんです。全部土なんです。全く使ってないです、長いこと。だから中へ水が含んで土手が出てくるんですけども、これのことしは調査と測量委託料で280万円の予算を執行されて、それに基づいて、次年度工事に着工される予定があるというふうに理解したらいいわけですね。ありがとうございました。

それから次にですね、今平野課長も発言されていましたが、いわゆる町内には先ほどのような遊休した不動産があるでしょうし、また目的を持ってつくったものでも遊休地になっている部分もあるでしょうし、こういった今回の不動産売払収入で予算が上がっているわけですが、来年度に向けてですね、非常に企画財政課長の話では、非常に苦しい予算組みであると、どうしても歳入の方が不足しているとおっしゃっていますが、そういった中でですね、やはりそういった本来これを利用すればとか、また処分をすればというような不動産、また施設があると思うんですが、そういった中で、特に私が気になるのは、江山文庫があります工芸の里であります、あそこが大変たくさんはまだ残土と言っているのか、売れ残りと呼ぶのが、未利用の土地があるわけなんです、そういったものをですね、あれがいわゆる匠の里といいますか、工芸の里でありますので、そういったことに限定された場所ではあるんですが、いろいろうわさを聞きますのには、もっと違う福祉のことに利用したいとか、また一般の方の中から違う団体が使いたいとか、いろいろと聞くわけですが、相当のあれ面積がありますので、私が見た限り6カ所くらい十分ありますので、ことしもあれ草刈りをされたりしてきれいに衛生管理されていますけれども、それに対する費用もかかるわけでありまして、そういったものに対して、特に限定的にあそこの場合、従来の工芸の里というふうな意識から外れて、財産処分されるような気持ちであるのか、また今後どのように町はそこを開発したいと思っておりますのか、特に不動産売払収入というような貴重な財源としてどのようなお考えであるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長(糸井満雄) 商工観光課長。

商工観光課長(太田 明) お答えします。

ご質問の工芸の里につきましては、新町におきまして私どもの商工観光課の方で所管をしているということでございます。

平成4年にこの事業が開始されまして現在に至っているわけですが、旧加悦町の産業振興に期するということで、今赤松議員の方から言われました趣旨をもってこの事業が進められてきたものでございます。

現在、確認をしてみますと、全体が当初21区画ほどございまして、現在16入村と、事業所といいますか、16の区画の中にいろんな形で当初の目的をもったいろんな匠の方が住んでおられるということでございます。

あと、ご指摘のとおり5区画、それから交流広場という部分がございまして、それも有効活用ということになれば6区画になるわけですが、そういう状況でございます。

新町になりましてから、私どもとしましても少しでも当初の目的を持った、旧加悦町の目的を持った形で匠の皆様に、中に入れていただくということで、いろいろとアクションを起こしているわけですが、現在、入村されております中でも、正直いろいろとトラブルもあります。この物件につきましては、平成4年というふうに申し上げましたので、10年間の一応払い戻し

特約というのがあるわけですが、それを経過しているという経過もございますので、新町においては、当初の目的、匠の集積というような部分がございますが、やはり有効活用ということを考えてときに、それに固執してずっとそれを待ち続けるのかということについては、私どもはちょっと疑問に感じておりますので、全体的な部分として、またここに入っておられる皆さんの思いもありましょうし、そのあたりを調整しながら、最終的な結論を出していきたいというふうに思いますので、結論を申し上げますと、現在の段階では現行の中で進めながら今後の方策を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 都市公園の修繕料30万5,000円というのが、60ページですね、この件につきまして、都市公園の位置づけとか、また工事内容も聞きたいんですが、お尋ねしたいと思います。60ページですね。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） まず質問の60ページの11節の多分、都市公園管理運営事業の修繕料の部分だと思いますが、これにつきましては、知遊館の横にあります立町公園の藤棚の修繕でございます。それと都市公園の位置づけというふうなご質問だったと思いますが、都市計画区域内にある公園で、旧岩滝町内において、なおかつ都市計画決定をしておる公園でございます。都市計画決定をしている公園というのは逆にいいますと、その土地を以後勝手に何かを建てようとか、集会所を建てようとか、そういった簡単には転用できない土地。逆にいいますと、公園用地というのは一番とられやすい、ある意味では、何でも利用ができると、空き地というような、ある意味ではございますから、そういった意味合いで、都市計画決定をいたしてまして、公園区域として町中を守っておる土地の公園でございます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 最後に、また議長からおしかりを受けるかわかりません。一般質問でしたらどうかということがあるかもわかりませんが、この補正予算そのものに直接ではないんですが、非常にタイムリーなことでありまして、また町民の声でありますので、一言質問を言わせていただきますが、先日の議会運営委員会でも申しまして、職員の方もそうさそうさというふうな声もありましたので、もうご存じと思うんですが、いわゆる職員の家族の方が優先的にですね、役場の職員に、臨時職員であろうとパートであろうとなっていると。いわゆる公募なしにそういうことが行われているという点を、私2件11月に聞きました。先般の議会運営委員会でも申しましたら、ある職員の方が私も変だなと思っていましたというのをおっしゃっていましたが、こういうことはですね、私はあってはならないと。特に今、たとえ何万円であろうと何十万であろうと、皆さんが職に飢えてですね、非常に渴望されていると、そういったものがそういう形で採用されているならば、私は大変な問題であると。現実にこれが行われているということに対して、町長の認識をお尋ねいたします。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） ちょっと2件というのが、私自身もわからないんですけども、職員が一たん退職したあとの、また再雇用というような形で認識しているのは1件ございます。

というのは、特別な一つの特殊な職場において、その今までの経験を生かした形で再任用とい

いますか、そうした形でお願いをしたというような考え方でございまして、いろんな技術や知識を持った、そうしたポストが必要なときには、そうした形での方法も選択肢の一つだというふうに思いますし、必ずそういう形でのものではないということでそういう認識のもとにお願いをいたしました。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） あえて、その今の町長のおっしゃっている場面と違う場面もありますが、これ以上言いませんけれども、私はやはり例えどのような職員採用であろうとも、町長がしっかり確認されまして、そういったことのないように、ぜひともお願いをしておきたいというふうにお願いをしておきます。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） ちょうど12時になりましたので、まだ2、3分ありますけれども、ここで昼食休憩をしたいと思います。

再開は1時30分からいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。昼食休憩に入ります。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後1時30分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般会計補正予算の質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、小林議員。

5番（小林庸夫） 一つ、本当に一つ、総務課長にちょっとお尋ねいたします。

予算書なり、あるいはこういった補正予算を見させていただきまして、職員人件費であるとか、委員報酬であるとか、報償費といろいろとあるわけでございますが、これにいわゆる何人なのか、いわゆる1人なのか、0.5人の方なのか、そういった方のことは記載はできないものかどうか、ちょっとその辺、お尋ねするんですが。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 個々の款、項の中に、職員数というのは、この前から人数を入れたことはございません。総数は、一番最後のページの給与費明細書でわかるというふうに思うんですけども、個々の部分については入れたことはございません。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5番（小林庸夫） 人数はわかりませんが、私たち見る方にすれば、人数がそれぞれ試算があると思うんですけども、3.3人なのか、0.8人なのか、そういった形のことが付記してあればわかりやすいなと思ったりしておるんですが、そういった形のことは今後取り組んでまいるといような形のことはできないのかどうか、ちょっとお尋ねします。

議 長（糸井満雄） 総務課長。

総務課長（大下 修） まことに申しわけないんですけども、電算処理の機械上の問題もございまして。

それで、例えばですけども、22ページの特別職の人件費の給料、三角の116万6,000円というふうになっておるんですけども、特別職の給与、これは2ヵ月分が減額と

ということなんです。それで、表示するとすれば、三角の12月分の2ヵ月分というふうなことになるまして、それぞれケースが違いますので、ちょっと表示の方はご勘弁願いたいというふうに考えます。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） そういうようなややこしいことかなと想像しながらお尋ねしたんですが、できたら、そういったことがわかりやすい方向に検討していただくという形のことをお願いしまして質問を終わります。

以上です。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

多田議員。

1 2 番（多田正成） それでは農道について、2点ばかり質問させていただきます。農林課長よろしくお願ひします。

50ページの農道の舗装工事の、ここでは日晩寺の工事の工事費の減なんですけれども、このことではなしに、今後の問題として、農道の問題をお尋ねいたします。

要するに、農道が非常に整備されてよくなったがために、最近車社会で、車がよく通ります、要するに耕作組合の方が非常に自分らの手で直さんならんで大変だということで、困っておられます。その辺、農林課長、その辺の整備の段階といいますか、舗装を今後そういうところについてはされるのかどうか、そういうようなことも含めて、ちょっとお聞きをしたいなというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） お答えしたいというふうに思います。

多田議員お尋ねの件は、特に三河内地域内にあります町道と町道を結ぶ農道何線かについて、未舗装部分がありまして、その農道については一般車両が多く通行するから、舗装について検討してもらえないかという要望はお聞きしております。

ただ、町道と町道を結びますので、いわゆる一般的な公衆道路で扱うのか、ただ整備的には農道でされてますので、農道でされる場合は分担金のお話をさせていただかんなんということで、今未舗装でとまっておると思うんですが、一定程度、その年々に原材料費の支給等で補修はしていただいておりますが、舗装の要望を分担金なしでの舗装要望については、もう少し検討させていただきたいというような形で地元にはお返ししておるんです。

その辺がありますので、町の方の立場としてどういうふうな農道をどういうふうに見ていくかということで大きく変わってくるんだらうと思うんですが、基本的には分担金のお話をきょうまではさせていただいておるということで、未舗装でのほっとる部分なのかなというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） この農道につきましては、2、3あるわけですが、新しく町道と結びついたアクセス道路も同じことが言えまして、非常に今まで道路、車が通る道路でないだけに、そのいっぱい穴ができるわけですね。その穴ぼこを避けるために、うまく通りますと土手が非常に外に出て田んぼの方が広がってくるというのか、地面が下がりながら広がってくるという、そうい

うような問題まで出てまして、舗装をすれば解決するのかなという気もするんですけども、そうでしたら町としてですね、例えばそこを軽自動車とか耕運機とか通るぐらいのあたりで、例えば柵をしてですね、そういう規制が町でできるのか、これは農作組合が町に申請してつくるのか、その辺はどういうふうにお考えですか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） そういった道路でも、基本的には農作業車が一番よく通っているわけなので、整備舗装するためには分担金の話をしていただかんなんということがあります。

その規制ですが、加悦町内にも一定程度そういう規制をしている、ポールで規制をしておる農道があるんですが、基幹的な農道ということでさせていただいておりますが、基本的にはできないというふうに思っております。

それで、よほど農家の方が管理をしていただくような形での形でないと、しんどいかなというふうに思っておりますので、逆にそういう規制も、農家の方もやられる部分もありますし、ある方はとめてもいいと言われる方もありますが、そんなことをされたら困るという方もありますので、その辺の整理はその耕作組合の方の内部検討も十分していただかんなんですし、例えばその農道舗装、農道の補修はさせていただきますが、舗装までいくと分担金になるという話なら、その分担金について町がどういう支援ができるかという考え方でないと、初めから一般車両が通るから町の方で舗装せいという、今のところそういう要望みたいですので、その辺の調整が地元の方とやっていきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうしますと、耕作組合とか農家の方々は、町にお願いして舗装をしていただくようなお願いをするという形になるかというふうに思います。

ある農道では規制のしてある、何かこんなものが立ってある。車は通れるんですけども、重量車両なんかは通れないというような規制がしてあるところもありますが、それはそしたら耕作組合の方の判断という形になるんですかね。

その辺はよくわかりましたし、規制もそしたら町でかけれないということですね。

それとですね、56ページになるんですけども、これは三河内の大橋なんですけれども、産建で少し勉強させていただいたんですが、当初予算が1,200万円の予算で塗装、大橋を塗りかえるという計画だったんですが、今回800万円の減と大幅になっておるんですが、これはですね、この減額をされた意味はあるんでしょうけれども、もう少しその橋そのものを修理しながら塗装していくというふうに思われたのか、そういう予算を立てられたのか、そうではなしに、塗装するだけに1,200万円かかって、1,200万円を予算として出されて、今回430万円ほどの落札になっておりますけれども、できて800万円ほどの減額になっておりますけれども、その辺は建設課長、よろしくをお願いします。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 56ページの工事請負費の中で、名称は書いてないんですが三河内大橋の塗装補修によりまして、800万円減額の予算を上げさせていただいております。

内容につきましては、町長の概要説明でも申し上げておりましたが、一つは仮設費、今回の工事につきましては、下側に外か、つってある足場、それから縁にネットというような格好での工

事をさせていただいたんですが、仮設の部分で、朝顔と言われるような仮設、縁側についても外
加でしっかりして、それからネットを囲うような部分で当初仮設費を見ておりました。その分
設計に伴う減額と、それからこの800万円につきましては入札差金、それによつての減額で
ございます。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうですと、今仮設費だとか入札によつてこの差額が出たということであり
ますけれども、それでは工事については何の支障もない、減額しても何の支障もないとい
うことでしょうか。

仮にそれがですね、金額が入札金が1,200万円の予算でですね、1,100万円とかい
うならわかるんですが、ほとんど減額になっておるんですけれども、その当初の計画が
ですね、完全なものの計画なら、それを要するに財政の見直しによつてですね、そ
こまで減らしたのか、簡素に本当に色を塗るだけで済ませてしまおうといふふう
に変えられたのかと思つて、我々一般は安全もありますので、その辺のことは
はっきりしていただきたいなといふふうに思います。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） この減額の内容の中で、工事の例えば質を落とすなり、塗
り方を変えたのではなからうかなというような部分も含んでのご質問かと思
います。

一応、工事の内容について、仕上げについては変更はいたしておりません。仮
設の部分で、より安全に見ておつた部分を、縁が両側ですけれども、塗るとき
にネットでも十分安全が確保できるということで、実施でおとした分。それ
から入札差金の部分で落ちた部分がございますし、入札差金の部分にお
いては、入札の執行の中で十分やっていたという部分での減額でござ
いますので、何ら問題ないといふふうに思つております。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今ご答弁いただきまして、何の工事に支障もないとい
うことで、安全も守られていくようですので、これで質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

1 6 番、森本議員。

1 6 番（森本敏軌） もう多くの議員さん、それぞれ質問されましたので、
私も手短かに1点だけお尋ねいたしたいと思つます。

農林課長にお尋ねいたします。48ページに農業振興費で農業機械の補助金
がわずかですが、16万円計上されて補正計上されております。豆っこの散
布機だといふふうにお聞きをしておるんですが、この件についてお尋
ねいたします。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 機械購入補助金ということで16万円上げさせて
いただいております。

これにつきましては、町が進めます自然循環農業推進のためとい
うことで、豆っこ肥料の散布にかかります事業のために機械購入をした
ということであります。

豆っこの肥料につきましては、元肥について1反あたり150キロの粉剤
をまくということ、大変な労力が要するといふことがあります。一般
的な農家ではなかなかやり切れん部分がありますので、農業法人
とか農事組合の受託組合等にその散布作業を委託されるという
ケースがあり、

その委託についても一定程度支援するという形で自然循環農業の推進を図っております。

今回、そのうちの農業法人がその散布のための機械を40万円で購入をされるということがあります。それについては、京都府の補助が40%16万円つきますので、歳入の方で京都府の補助金16万円を受け入れながら、この補助金を農業振興補助金としてその受託される組織に補助金として16万円を支出するというものです。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） 今、課長が答弁されたように、豆っこ米をつくるにあたっては、この豆っこ肥料を散布するわけですが、これが粉体であるために、大変労力も要りますし、大変だということは承知しております。

今回、1台こうしてあるんですが、今日までにですね、こういった形でどのくらい設備補助されていると言いますか、導入されているのか、その機械がありますか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 農業機械整備にかかわります補助制度が、なかなか京都府も年々が変わりまして、今回たまたまそういう事業があったという形で、京都府の制度に乗ったということがありますので、町内全域にわたって言えば、いろんな機械でそういう補助制度に乗せておられますので、散布機は今回が初めてだと思います。個人的に持っておられる法人はありますが、補助金を入れたのはこの機械が初めてだと思います。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） 課長の答弁ありましたように、これからも豆っこ米の推進といいますか、振興を図っていかれるんだろうというふうに思いますが、今後合併して与謝野町ということで、広くなったんですが、農家もたくさんになったということもあるんですが、今後この辺の展開について、どのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 合併以降、もちろん合併協議の中で自然循環農業の推進というのを与謝野町の農業振興の中心に据えるということでは、ずっとこの間申し上げております。そういった形で今回の農地・水・環境保全向上対策についても、そういう環境に負荷をかけない農業、それから安心・安全な食料生産ということがありますので、この基本は守っていきたい。

現実的には、17年度では当然旧加悦町地域しか豆っこ肥料が入ってなかったわけですが、18年産の米については、もう既に野田川の方でも実証の形で入れられておるということがありますので、またその辺の結果で、好結果といいますか、好結果が出れば、ヨクミで言いますと、慣行栽培米よりそっちの石川の方でつくられた米についても、ポイントがちょっと上がったような成果も出ておるようですので、その辺きちっとデータを検証しまして、そういったデータを見せながら自然循環農業が推進できるように、全町的に啓発がしていきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） 全町的に広めていきたいという状況の中で、この豆っこ肥料の生産の件なんですが、加悦総合振興がことしの早々、2月ごろにもう手放されまして、直営という形で今運営されているというふうに思うんですが、全体的な量としては十分に、広めていくという段階で、量的

に十分生産できる状況にあるのかどうか。

その辺と、この施設の運営ですね、非常に高い、本当はもっともっと高く売らなければ採算があわんというふうな状況だと思うんですが、その辺の採算ベースになるのかどうかという点について、お尋ねがいたしたいと思います。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 生産量につきましては、現在週3回機械を回転させておまして、春需要に賄えるように、3月までの計画をもって生産計画を立てておりますので、春の需要には十分間に合うだろうということであります。

それから、全町的に広めるという言い方もしましたが、一度になかなか広がりにくいものですから、あまり大きく生産計画を大幅に修正しながらつくっていくということにはならんだろうというふうに思っております。

それから、過去の例から見ますと、あの設備で生産できる、年間計画でつくれる製造量に比較して、使用量が少し少ない分ですから、肥料生産できる量がすべてはけたらと言いますか、売れば、ほぼ経常的な経費については、収支がとんとんになるという計算でやらせていただいておりますので、その辺については、逆に生産できる分だけ町内に余すことなく出ていく方向にあるなというふうに思っておりますので、経理的にもほぼとんとんでいけるという見込みを立てております。

議長（糸井満雄） 森本議員。

- 1 6 番（森本敏軌） わかりました。この町で循環型農業については、町長もこの前答弁いただきましたように、与謝野町の農業振興として進めていっていただけるというふうに思いますし、そのためにも、豆っこ肥料のやっぱり使った自然循環型農業ということで、豆っこも多く広めていただいて、それからそのプラントもですね、そういったことである程度量も消費していただくような形で、うまく運営ができますように、ひとつお願いをして質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに。

廣野議員。

- 4 番（廣野安樹） それでは2点ばかり質問をさせていただきたいと思います。

44ページ、この点につきましては質問されたことですが、健康診査の事業として1,111万5,000円が上がっておるわけですが、これは受診者が随分多かったということでお聞きしております。非常に結構なことだと思っておりますし、早期に病気を発見することによって、医療費の減額につながるということも思います。町民の皆さんから、非常に喜ばれておる事業であります。結果を見せていただいておりますと、昨年よりは総合計で107%というようなことで、随分伸びておるわけですが、それにしがいまして、要指導、要検査というような結果もを見せていただいておりますが、早期に発見することによって、医療の減額ということはもちろんのことですが、やはり受診者に対しまして、早期にこういった病気を見つけることは、非常に結構なことだというように思っております。

この点につきまして、昨年より要検査の人員等はちょっと見せておるわけですが、昨年と比較して、どのような結果になったのか、ちょっとこの点を教えていただきたいということと、もう1点、これは64ページで小学校の施設整備事業でございますが、これは服部議員の方

から山田小学校のいわゆる修理の件で質問があったわけですが、いろいろと服部議員の質問の中には、資料を見せていただいたり、写真を見せていただいていると、相当古い校舎があるように見受けられます。この与謝野町の全体の小学校の整備事業のその整備をする中で、改修の要望が上がっている箇所がもしもわかりましたら、教えていただきたいというように思うわけですが、これは3月に新年度の予算も組まれます。また学校の統合の問題も関連してくる問題でございますので、この点につきまして、資料等がありましたら、教えていただきたいというように思っておりますが、2点よろしく願いいたします。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） ただいまの議員さんのご質問の1点目には、健診の結果、要指導なり要医療等がどのように変わってきたかというようなご質問でございます。

今ご案内いただきましたように、最終的な集計はまだきちっと子宮がん健診等残っている健診がございますのでまとまっておりませんが、中間での報告ということで、今議員さんが言っていたいただきましたのは、基本健診部分につきましては、旧町で比較しますと、合計で7.4%の増ということで、大変多くの方に受けていただきました。

この結果、大変多くの補正をさせていただいたわけなんです、この中でいろいろと、ちょっと注意をしていただかなければならない方というのがございます。そういったことで、基本健診部分でありますと、一定3,900人ほど受けていただいた、申し込みとしては4,200人くらいございましたけれども、3,900人ほど受けていただいて、要医療というのはこのうち1,000人を超えております。1,045人ということなんですが、このように要医療という格好ですし、それからメタボリックを含めて、要指導と言いましょ、ちょっと注意してくださいよ、血圧が高いですという方についても、2,000人を超えておるとということで、基本健診部分についてもこのように多くの方に医療指導、要医療の通知をいたしております。

ご質問の昨年と比較してということがございますけれども、ちょっと旧町のデータを手元に持ってきておりませんので、健診結果については伸び率なんかはっきりと今報告させていただいたようにわかるわけなんですけれども、要精検、要指導についての件数については、ちょっと手元に持っておりませんが、大体この同じような結果になっているんじゃないかなということを推測しております。

しかしながら、これにつきましてきちっと精査をいたしまして、報告をさせていただきたいというように思います。

議長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） ただいま廣野議員さんご質問の、小学校等の施設整備の関係でございます。

確かに、どの学校におきましても、年数的にもかなり古くなってきておまして、その要望箇所につきましては、今申し上げましたその資料的にとりまとめたものというものはつくらせてもっておりません。ただ、当初予算ですとか今回の補正、推進課の方におのおのの学校の方から要望箇所を上げてきておりますが、それは学校ごとに校長あるいは学校内でいろいろと施設の中を点検をして、学校ごとに上げてきておりますので、改修が必要な要望箇所としては、数多くございます。ただ、今後それらを計画的に、しかもその予算の範囲内で計画的に修繕等はやっていきたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 教育環境の整備だけは、私はもう一番先にやるべきだということに思っておるわけでございますが、今お聞きしておりますと、随分多いというようなことをお聞きしておるわけでございますが、やはり子どもたちの教育の環境を、これは統合の問題もあるだろうと思っておりますし、早急に検討をしていただいて、何とかお世話になりたいということに思っております。

この学校整備の問題につきましては、またあとで資料をいただいたらいいわけでございますが、何としてもそういうふうなことで学校整備が遅れることのないように、町長としてもご判断を願いたいと思っておりますし、この問題につきましては、3月のまた当初予算でどのような形で上がってくるのか、十分見させていただいて、また一般質問でもさせていただいて、何とか学校教育の環境の整備に対しましては、力強くお願いをしてまいりたいということに思っておりますので、それぞれの学校から要望事項大分上がってきておると思っております。その点につきましては、またあと資料等いただけたら幸いかと思っておりますし、やはり町長に申し上げておきたいんですが、要望しておきたいんですが、学校環境の整備は公園整備より先に私はやっていただきたいということに思っております。やはり、子どもたち、これからの子どもたちの教育環境におきましては、やはり公園事業は後回しにしてでもやるべき、合併特例債はやはりその中でやっていくということになれば、教育環境の整備が一番先ではないかということに思っておりますので、この点につきましては、力強く要望を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

6 番、家城議員。

6 番（家城 功） 18ページになりますが、中ごろに土木管理費委託金ということで、自転車道路管理委託金ということで31万円の減額。これにつきましては、京都府が直接委託をするということで、減額の説明をお聞きしておるんですが、今までの管理はどういうふうになっておったのかが一つお聞きしたいのと、この自転車道路ができました目的がもしわかっておられれば教えていただきたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 18ページの自転車道の管理委託金という部分で、先ほどもご質問がありましたように、この部分については例えば野田川の堤防の草刈り等と同様に、町の方に委託金をいただいて、地元等に草刈りをお願いいたしておりました。

今回、ここの部分については、京都府さんの方で直接業者の方でお願いするという部分で、結局返したという格好になっております。現在はそれでトンネルという、ある意味では、そういうような格好での管理をさせていただいておった部分でございます。

それから自転車道の目的という関係でございます。ここににつきましては、これは加悦の道の駅からずっと来まして、下流までの旧加悦鉄道の路線を通りまして、最終的には野田川の下流の岩滝部分、岩滝橋のところまでつながっております。

そしてもう一方、まだ全部は完成しておりませんが、天橋立をぐるっとまわるというような格好、橋立の松並木、それから岩滝、須津の方を通ってぐるっとまわる、それからもう一つは、獅子の方へ行くというような格好で、府の方で全体的な自転車道の整備をしていただいております。全体計画で出しましたが、より観光も含めたこの町並み整備というような格好でお世話していた

だいてる、健康等を含めて、それでちょっと聞いておられますと、自転車道の貸し出しが、レンタル自転車等も橋立等には置いておられますので、そういった部分での観光というような部分にも寄与しているんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、この自転車道は府の管理ですし、全部はまだ完成はいたしておりません。

以上です。

議長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） 今、府の管理ということでお聞きをしたんですが、今後も例えば雑草がたくさん生えたとか、あと例えば支柱が各交差点には埋めてあるわけですが、それが故障したとかいう把握とか連絡は、町は一切関係なしというふうにとつたらいいのか、京都府がもう定期的にそういう管理点検を行われるということか、ちょっとその辺を教えてくださいたいと思います。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 管理の部分ですが、本来は府道ということで、府が点検し、それから管理しということになるわけですが、町道でもそうなんですが、本来はそういう状況であります、すべて見て回れてない、見落としがある部分もございますので、住民さんから町の方、もしくは府の方へ連絡いただいたら、それは早急に修繕等行うように対応していきたいと思っておりますので、例えば加悦の地域でしたら、加悦の地域振興課の方、野田川であれば野田川地域振興課でも構いませんから、お近くのところでもご連絡、ご一報いただければありがたいかなというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

議長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） 先日、12月7日ですが、旧野田川、旧加悦町では防犯パトロールを実施しました。助役さん、総務課長さんには各地区に出向いていただきまして、その後夜防犯パトロールということで、三河内地区も回りました。次の週には岩滝も実施されたということをお聞きしております。

その中で、自転車道の方にもパトロールに回りました。懐中電灯を持って10人ぐらいで歩いたんですか、非常に先は見えない状態で、またまわりは民家もあるんですが、片方は田んぼという中で、全く何が出てくるか、予測もできないような状況の中で、三河内の自転車道を歩かせていただきました。

管理が京都府ということで、我が町からは要望という形になるのかもわかりませんが、健康また観光につながるような道路としての位置づけもあるということでお聞きしとるので、できるだけきちっと整備をしていただいて、その中で、例えばまわりの田んぼに影響与えないぐらいの明るさの、足元を照らすようなものがないものか、またいろんな箇所で見えなくなる場所があるところがありまして、そこにたまり場的な形でたばこの吸殻がいっぱい落ちていたりとか、あと普段昼の時点でも死角になるようなところでは、飲食物のごみが散乱してたりとか、非常に健康、観光という目的の中で設置された道路にしては、非常に現状として、確かに散歩とか夜、朝に限らず歩いておられる方もおられますし、そういう方の反面そういう犯罪や非行につながるような傾向も感じられます。管理が京都府の方で直接行われるようになったということで、より一層、また行政の方の、また当町の方の目が行き届かない部分が出てくるのではないかなと思うんですが、その辺、また地域振興課とか、そういうところで役目を果たしてもらおうのが一番いいことではな

いかなと考えております。

先ほど、廣野議員の方に小学校の整備の方がまず大事だということで、確かにそちらも大事ですが、とりえず地域の皆さんが安心・安全で過ごせることをまず第一に行っていただくことが大事ではないかなと思っておりますが、町長いかがお考えでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど来、先の廣野議員さんの件もございましたけれども、やはり限られた財源の中で、どれを優先的にやっていくかということについても、これ大事なことだと思います。

おっしゃるように、子どもたちの安全・安心を守るために、それだけではないハードの面だけではなく、ほかのソフトの面でも地域としてできること、また学校としてできること、それぞれあると思いますので、それらも含めて、やはり一定の考え方を総合計画の中にでも盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） 日ごろ町長がおっしゃられておられます自助、公助、共助の中で、また各地域でも自転車道につきましても、休憩所がところどころにあります。その中で、町の紹介をするような小学生の看板をつくってみたりとか、お金をかけなくてもできるようなことも先にできるようなこともあると思うので、そういうふうなこともご協議いただいて、実施していただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

17番、今田議員。

17番（今田博文） それでは一般会計3号補正について質問させていただきたいというふうに思います。

もうやめようかなと思ってたんですけども、大勢の人がしなるで、一人だけはねこになりますので、ちょこっとだけ、皆さんお疲れでしょうで、すぐ終わります。

38ページの学童保育の関係なんですけど、雪どめというふうにお聞きをしたんですけど、場所はどこで、いつごろ建設された建物でしょうか。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 38ページの放課後児童健全育成事業の工事請負費の関係だと思いますけれども、この工事につきましては、平成17年度に工事を施工いたしました市場学童保育所の屋根の雪どめ設置工事を設置をするものでございます。

もう既に議員さん見ていただいたかと思うんですが、亜鉛版ぶきの薄緑といいますか、傾斜のある屋根でございますけれども、そこに雪どめが設置をしていなかったということで、昨年末からことし、非常に大雪であった。その屋根の雪はすべてずり落ちまして、両サイドに民地があるわけですが、その民地の中に屋根の雪が入ってしまったということで、非常にご迷惑をおかけしたということがあったわけですが、これにつきまして、その市場学童保育所の屋根の雪どめ設置工事を実施したいということで、予算計上をお願いしておるものでございます。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） 昨年ですね、17年度といえば昨年なんですけど、昨年建設されたと。丹後という

のは雪が降るのが当たり前と、12月から3月までは雪が降るんです、これ。なぜ最初からその雪どめというのを設置ができなかったのかなというふうに思うんですが、当然最初から設計の中に入れて、雪どめをつくるべきだというふうに思うんですね。

今回、100万円の補正ですが、100万円の額をどう思っておられるかわかりませんが、今町民の皆さんに聞くと、ちょっとしたとこだって、なかなか直していただけないと。役場に言うても、なかなかそれを実行してもらえないという声を私はたくさん聞きます。100万円もかかる工事はそうありません。

住民の思い、願いというのは、もっとささやかなことです。それを置いといて、ミスとは言いませんが、それに近いものがあるんじゃないか。最初に設計しておけば、こんなもの今回100万円計上しなくてもよかったわけですね。そこらあたりはどうなんでしょうか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 雪国であるがゆえに、当然当初からそのことを意識をして、工事の中に組み込んでおくべきだということは、当然のことでございます。

ただ、その当時、私どもたしか工事につきましては、市場と山田と2カ所国庫補助を受けて整備をいたしました。その中で、1カ所は設計業者をお願いをし、それから1カ所につきましては、町職員がその設計業者の設計をもとにして、設計を組み立てたということでございます。

どちらが、その設計業者にしても職員にしても、当然雪どめが必要である部分が完全に欠落をしておったということがこの原因でございまして、そのところを議員さんがおっしゃいますように、なぜと言われますと、もうおわびをするより方法がないということでございます。

決して私どもも建設課任せということではなかったんですが、このような設計でということでは設計書がまわってくる段階におきまして、そのことが全く頭になかったということで、このような結果が発生したということで、おわびを申し上げたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） いろんな公共の建物がありますけれども、丹後で一番建物を建てる時にどこが大事だと言われたら、屋根なんですね。だからダット の屋根では、幾ら目地詰めたり、防水加工したって、漏れてくる、滲みしてくるということがあるんですよ。だから、できるだけ傾斜のついた屋根にしようということで、加悦町のどこでしたかちょっと忘れちゃったけれども、屋根をつけるということで議会で議論になりまして、屋根をつけることになりました。

最初に屋根に目をつける、きちっとした設計なり工事をする、このことが私は当然だろうというふうに思いますので、そこまで気がいかなんだということなんです。ぜひ今後は、そういうことにも十分気を配っていただいて、1年たってこんな補正をかけたでもええようにやってください。お願いします。

次は健康診断ですね。今廣野議員さんからありました。前年対比で7.6%の増加、3,900人受診されたということで、非常に早期発見、早期治療には役立っておるというふうなことであります。

そして、何よりも健診料が無料だということは、町の売りなんですね。与謝野町のいいところなんです。このいいところを私はもっともっとコマーシャルというか、宣伝をしたらいいんだと思うんですね。

そのことは置いて、7.6%の増加ということですが、対象者すべて町民の皆さんが受診をされたら、現在ではトータルで1億円の費用ですが、どれくらいかかりますか。

議長（糸井満雄） 保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今、今田議員さんのご質問で、みんなが健診を受けたらということがございます。この人数的にそれぞれの健診については、単価がございまして、それぞれのこの7.4%なんですけれども、伸び率としては、これは基本健診部分です。基本健診以外に胃がん検診でありますとか、乳がん検診、大腸がん検診等々たくさんありまして、例えば前立腺がん検診でしたら55歳以上ということになっておりますし、また基本健診については、基本的に40歳以上ということになっております。その人が100%受けられたらということで、ご質問なんですけれども、とりあえず人数はわかっておりますし単価もわかっておりますが、今すぐに計算すれば出てくるんですけれども、この何歩が歩いていくうちに計算できませんので、今データが手元には、すみません。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） 今申し上げましたように、非常に町の特徴なんですね、健診が無料ということは、町の特徴なんです。それからもう一つは、子どもの医療無料化、病院にかかっても子どもはただと。この二つが町の売りなんだろうと思うんですね。町のええところですね。ここをもっともっとアピールといいますか、PRをしたらいいんだろうと私は思っているんですね。分譲地が旧加悦町でも大分売れ残り、赤松さんでも工芸村の話がありましたけれども、こういうことに絡めて売り出すと。例えば、日吉が丘で分譲地が残っている場合に、旧加悦町でどういう売りをしたかといいますと、高速インターネットをつなげると、こういう売りをしたんですね、あそこへ看板かけて。ところがそれでは売れなかったんです、余り。戦略がなかったんです。ところが、この健診無料、子どもの医療費無料、これは町長、売りになりますよ。ぜひこのこととセットにして、分譲売り出してください。必ずこれはよそから来ます。このことをね、よくわかってない方というのはたくさんあるだろうというふうに思うんですね。それで与謝野町はまだ地価が安いということもありますので、ぜひここは課を横断していただいて、トータルな取り組みというのが必要だろうというふうに思うんですが、町長どうでしょうか。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） ありがたいことに、旧野田川のときにも役場の方に福知山からここへ移り住んできた。その理由は子たちが3人おられて、医療費が無料で新しい家を建てようと思ったけれども、福知山に建てるよりこっちの方が安くて、なおかつそうした環境が整っているというようなことを受付の窓口でおっしゃった方があったということで、現実にはそれが大きな子育てをする方たち、若い人たちには魅力になっているようでございますので、そうしたことも一つの町になりました大きなメリットだと思いますし、健診もそうした意味では、福祉と医療のというような、そういう売り出し方もできるでしょうし、知っていただいている方は多々あると思うんですけれども、一つの町の魅力として、そうしたものを打ち出していくということも大事なことだというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 保健課長。

保健課長（佐賀義之） 先ほど人数のことを聞かれておりまして、資料を持っているにもかかわらず、す

かっとなってこないで申し上げます。

健診率としましては、基本健診部分で7.4%伸びたと申し上げましたけれども、全体では44.6%の受診率になっております。37.2%から44.6%に上がったということで、対象者といたしましては8,744名ということでございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） 町長も一遍考えてみたいという答弁ですが、ぜひ課にこだわらず、縦割り行政ではなしに横の横断で、ぜひ戦力的な部分を今後もぜひ立てていただきたいなというふうに思っております。

それから有害のことでお尋ねをするんですが、今回、鈴の追加ということなんですが、確認をします。児童、子ども、小学校が通っているわけですね。通学しておるわけですが、その子どもには既に鈴というのはそれぞれ持たせているんだろうというふうに思うんですが、確認だけしておきます。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 今回の有害鳥獣対策で消耗品としてクマの鈴ということで、150個分上げさせていただいております。今年度トータルでいいますと、290個買いまして、大方280ほど売れておりますが、これについては、農林課で販売する部分につきましては、子どもと大人と関係なしにやっております、学校の現場の方も育友会で持たせるところや、地域で持たせるところや、というような対応をされているところがありましたので、農林課の方へ相談されまして、そういった地域でやられておる。あるいは個人でランドセルに鈴をつけておられるという形で、それぞれの対応をされておるというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） 教育長、今の関係です。課長でもいいんですが、それぞれ鈴というのは個々に児童というのは持って通学しておるんでしょうか。

議長（糸井満雄） 教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 鈴の件でございます。今農林課長もありましたように、学校で個々に対応しているということで、全部児童に行き渡っているということではありません。それぞれ学校で、PTAで買われたり、それから学校の予算で鈴を購入されたりということで、全員均等にわたっているということではないようです。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） 全域ではないということですが、加悦の真ん中とかね、そういうところは余りクマの出る可能性というのはないとは言えないけれども、ほぼ確率的にはゼロに近いわけですから、周辺部の児童が持っておれば、一つの安心の材料になるということなんで、それは恐らく課長、行き渡っているということで、大体そうですね。

そうだろうと思うんですが、一応今、シカやイノシシやクマや出てくるようになりまして、本当に大変な時代になりました。一般質問でも電気柵が最良の防御方法だということもあったんですが、有害期間外に猟をされる有害がありますね。その場合に、今1頭5,000円ですかね、そのくらいだと思うんですね。ですから、ここにきてそれをもっと私は上げなければ、どうしても猟される方も仕事を持ちながら猟をされておるということもありますので、冬場というのは確

かに農業されておられる方とか、いろんな方がありますので、猟にできるだけ出られるということですが、それを終わると、農繁期になったり、自分の仕事が待っていたり、なかなか猟ができないということが現実だろうというふうに思うんですね。5,000円が安いか高いか、いろいろと考え方はあるんでしょうけれども、もう少しこれは上げていかなければ、その猟師の方も意欲といいますか、とってやろうという気持ちにならないんじゃないかなというふうに私は思っておりますが、課長、その辺の認識はどのようにお考えでしょうか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） お答えします。

猟友会の方は、猟期以外については有害鳥獣の駆除ということで、駆除班を組んでいただいて、駆除していただくわけですが、旧町それぞれにイノシシとシカについて、1頭当たり5,000円の処理料といいますか、手数料みたいな感覚で支払っております。

ただ、確かに今年度でいいますと、シカ、イノシシで198頭がこの猟期以外駆除実績としてあります。約200頭。昨年3町あわせた合計が110頭ぐらいですから、それでも倍はきておると、2倍ぐらいになっていると。

5,000円の手数料については、総会レベルで会長さんと話すと、もう少しという思いは言われますが、猟友会のそれぞれの方は、5,000円を目指して猟をされておると、駆除されておるとい思いはないんで、その分が上がらないからその駆除に出にくいというようなご意見などないんで、5,000円を何ぼに上げたらもっととっていただけるかという話になりますと、そうじゃない、一生懸命やっていたらというふうに思うんですが、これだけ数が多くなりますと、200頭ですから5,000かけたって100万円の処理料になるわけで、当然財政とのにらみもありますし、それからその駆除の5,000円よりももっと猟友会のメンバーに免許をとらしやすくするとか、高齢化していますから、とっていただけやすくする方法だとか、それからもともと農産物に被害が出ないほかの方法と、いろんなことを考えながら、その5,000円だけを考えるのではなくて、有害鳥獣対策についてはいろんな面で、ことしみたいな状況になることが引き続くとするなら、また違う考え方をせんなんかなというふうには思っております。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） 課長の答弁にありましたように、それだけではないんですね。今それだけでは対策はできません。総合的な対策が今求められておるわけですし、里山がなくなって、人間と動物の棲み分けができなくなったとか、いろんなことがあるわけですね。

そういうことも総合的に整備、あるいは考えていかなければ、この動物の害、有害というのはとまらないというふうに思うんですね。

そういった意味では、中山間でもあり、今回ありました水と緑ですか、あの関係でもそういういろんな地域の整備というのはできるんでしょうけれども、いかんせん、額がそうそう大がかりに整備ができるような額ではございません。ちょっと自分らが出て草刈りをする、あるいは枝打ちをする、このぐらいのことは十分地域で対応できるんですが、昔の里山的なところが荒れとると、なかなかその地域では守といいますか、そこを新たに整備をして、何とかほかの作物を植えたり、里山的な整備をしようといいますとなかなかできないということがありますので、一例を

申しますと、一時、分譲地、宅地化をしていこうという金屋の茶園があったんですが、いろんな経過がありまして、あそこはできなかつたわけですね。ところが現状はどうなっているかといいますと、草ぼうぼう、地権者はほとんど高齢者で畑もつくらない。かたりもしないと。草刈りもしないということで、周辺の方は弱っておられるんですね。ですからあそこを、もう少し整備なり環境を整えていただけたかなというふうな思いや要望は私もたくさん聞いています。今回、水と緑の関係で、少し手がけてみようかなという話は聞いておるんですが、それだけではとても追いつかない、行政の私は支援があるんじゃないかなというふうに思っておるんですが、課長もそこらあたりは小耳に挟んでおられる部分もあるんだろうというふうに思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） その辺については、小耳にどころか、十分聞かせて大耳に聞かせていただいておりますが、現実的にはあの地域については、昨年に上側の、いわゆる滝区の区境から下の後ろの区の区境まで、山裾を電気柵をずっとはられまして、全体的に家庭菜園を含めて守っておられる地域であるんですが、今ご質問の茶園につきましては、それこそ所有者がたくさんおいでます。その大耳にはさんでいるんですが、その方には所有者が十分話し合っていたいて、今後どういう形で、何年か前に計画が頓挫したわけですから、次のときには十分関係者協議をしていただいて、一定程度の方針を出していただかんと、うっかり行政も乗れんということがお伝えしてあります。それで、できましたら、だれが旗を振っていただかんならんことになるんですが、そういう方で、所有者あるいは周辺地域の方がどういう思いでおられるかというのを、協議していただきたいというお願いを出してありますので、そういった協議が進みましたら、またお話を伺いたいなというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） 地域には投げかけてあるということなんです、なかなか一遍頓挫したことを、また地域で盛り上げてくれといったって、なかなかそれは難しいですね。と思うんです。

ですから、その行政が一から十までというわけにはいきませんが、少しやっぱり手助けをするといいますが、そういう気持ちの喚起といいますが、皆さんの同意が得られれば、少し町も整備をする方向で考えてみたいんだということぐらいの投げかけは、やっぱりしていただかんと、あんたら相談して言うてくれたらわしら考えるわということでは、なかなか事が進まないというふうに思うんですね。ですから、そのあたりも十分今後検討もいるのかなというふうに思うんですが、もう少し積極的になれませんか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 現実的には、その話をしかけたのも、再利用の話をしかけたのもこの春ぐらいです。ですから、きょうこの段階で町が積極的に計画を検討しながら地域に投げかけるということにはなりません、当面、まだこの時期については、一定程度そういう町にゆだねるんじゃなくて、一定程度地元の中で協議していただかんと、全く町が検討する、持っていく、はねられる、こんなことの繰り返しをやっていても仕方ありませんので、一定程度のそういう地域で協議していただくような期間、時間は要すると思うんです。そののちといいますが、今後何年かたって、まだあの地域はどうしようもないということになるのであれば、またいろんな協議もあろうと思うんで

すが、今きょうの段階では、地元で協議してくださいという段階だというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） その部分については、整備といいますか、少し環境さえ整えば、あとは我々が何とか守といいますか、そういうこともやりたいという方も既にあるわけですので、その整備をしたらあとはまたほったらかしということには、あの地域はならないというふうに思うんですね。ですから、そういう農業者や地域の人に意欲がある間に、少し声かけをすとか、少し行政の手伝える部分でぜひご支援といいますか、ご協力いただきたいなというふうに思っております。

それから、道の駅の関係ですが、細かいですが修繕費9万5,000円、何をするのが教えてください。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

修繕の9万5,000円の計上でございますが、ご承知かと思いますが、敷地内に大きな、現在は旧加悦町のエリアなんです、各公共施設並びに観光施設、電気がつく大きな看板が立っています。その看板につきましては、非常に劣化といいますか、まわりがはがれたりしておりますので、すべてを直しますとすごい金額になりますし、表示自体がやはり新町与謝野町という位置づけで修理をしたいというふうに思っていますので、当面、危ない部分のへの鉄板といいますか、トタンといいますか、そういうものはがしまして、一定の安全管理を確保するという形の修繕のものでございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） そしたら今補修をかけておいて、新たに全面的にやり直すんですね。

道の駅の関係で、高速が宮津までついたということで、かにバスがどんどん、どんどん福知山の方から与謝峠を越えて丹後半島の方に向かっていく途中に、ちょうどいいところに道の駅があるということで、あそこにバスがどんどんこども入って、このプレートを見ますと、かにツアー、かにバスとかということで、どんどん入っておった時期があったんですが、あの高速ができてから、走らんようになったな、加悦谷のバイパスもバスが通らんようになったなと、道の駅だつてとまったらへんでというふうな話をよく聞きまして、私もあそこよく通るものですからちょっとのぞくと、やはりとまってないということがずっとこの間あったんですが、この間ちょっとぐるぐる歩いておましてバスが3台ほどとまってあって、プレートを見たらかにツアー、かにバスと、来とるなというふうな思いでこれを見ておったんですが、その高速が宮津までついた時分は売上も下降気味だと、この先どうなるのかなというふうなことで、関係者も非常に心配をされておったのが現状だったわけですが、最近の状況、売上もわかれば教えていただきたいんですが、どのようになっておるか、ちょっとお知らせください。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

道の駅丹後フロンティア、第三セクターにつきましては、私どもの方で情報交換といいますか、キャッチボールさせていただいております。そういった中で、12期でございますが、9月末決算でございますので、つい最近総会がございまして、決算数値が出ております。

累積はまだ赤字になっておりますけれども、単年度でいきますと、大体110万円の黒と、純利益ということで推移しておりますので、もう少し頑張っていたら、累積もフォローができるんじゃないかなというふうに考えております。

それから現況でございますが、今ご指摘のとおり、宮津の方に車の流れが一時は向いておったわけですが、やはりバス関係が最近、分析はしておりませんが、道の駅の店長の経過報告を聞きますと、また最近福知山方面からのルートからのバス、団体ツアーが入ってきているということで、プラスに転じていると。やはり一番前年対比の中で見てみますと、6月、9月については、やはり昨年も含めて低迷しておるという中で、前年対比では若干この11月、決算数字には出ておりませんが、全体的な現在の傾向としましては、バスが最近またふえたと。その分析はまだしていないという報告を受けているところでございます。

売上は1億1,800万円、細かい数字は別といたします。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） 道の駅というのは、非常に重要な観光拠点であるというふうに思っておりますので、1億1,000と言いますとは、最盛期が1億四、五千だったと思うんですね。高速の影響も確かに出ておるんだろうというふうに思うんですが、話を聞きますと、プラスに転じておるということで、非常にいい傾向だなというふうにも思っております。

それから、観光のことで、この間京都新聞に「新しいふるさと」ということで記事が出ておりました、太田課長のすばらしいコメントが載っておりました。小さい力を結集して大きな力にして頑張りたいと、宮津や京丹後や伊根とも連携をとってやるんだと、こういうことが書いておりました、確かに与謝野町というのは、インパクトのある与謝野町はなかなか出にくいと思うんですね。そういった意味では、やはり近隣の町と連携したりしながら、入込客の増加を図らなければ難しいというふうに思っていて、「宮津や伊根町と連携して人の流れをつくっていきたい」といい言葉ですね。「今後は産業も観光も近隣市町とより大きなレベルで連携を深めたい」という課長のコメントが載っておりました、ええこと書いてあるなと思って見ておったんですが、もう少しこのことの解説と言いますか、課長の言われておる真意みたいなことがもうちょっとでも聞かせていただけたらありがたいなというふうに思います。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 一つは、産業ということにつきましては、京都の方も織物業については切っけ切れないということにつきましては、私どもの考え方と一致しているということをもとに、この間多田議員の方からの一般質問もございましたように、丹後産地という位置づけをもう一度見直してみることが大きなポイントじゃないかなというふうに考えてまして、確かに与謝野町とし3つの町が一つになりましたので、それも大きな財産にはなっていくというふうに思っておりますけれども、やはりそれに甘んじておるのではなくて、さらに織物という部分については、丹後一円で産地を目指していくんだというところを外向けに発信をしていかないと、与謝野町だけの発信ではまだまだ小さいものであると、そういうことをつけ加えながら付加価値をつけてPRしていきたいというふうな思いで発言をさせていただいたということです。

それから観光につきましても、やはり産業の観光化というような位置づけで、切り口をつくっ

ていきたいなということも申し上げておりましたので、その中で織物という部分をどう位置づけるかということにつきましては、京丹後市、それから与謝野町がやはりリーダーシップをとっていかなければならないというふうに思っております。

ただ、そこに観光ということになれば、やはり宮津、それから伊根の交流人口を大きく持った地域がありますので、そこの連携によって、与謝野町のよさを発揮していけるような基盤をつくっていききたいというよう意味合いを持って、新聞の方には思いを伝えたということでございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） やっぱり与謝野町、この地域にとりまして、これからは観光というのが一つのキーワードになるんですね。これからは、ものを見たりするだけではなく、いろんなことを体験したり、触れたり、地域の皆さんと交流したり、こういう観光でなかったら、今お客さん来ないし、受け入れてもらえないというふうに思うんですね。そういった意味では、与謝野町はいろんな自然や織物や、そして文化や古墳や、いろいろとその素地というのはあるわけですし、そういうものとタイアップ、連携をしながら、ぜひ今後も観光産業といいますか、観光行政の推進にご努力をいただきたいというふうに思います。

町長、一つだけ、この新聞に書いてあることでお伺いをしたいんですが、水・緑・空、これね、合併協で町長と一緒に私も議論させていただいて、いろんな意見を私は申し上げたんですが、最初は水・緑、空がなかったんですね。水・緑・笑顔輝くふれあいの町、こうだったんです。僕は町長が空を入れなあかんと発言されまして、こんなこと大したことじゃないなと思って僕は本当は聞いておったんですわ。ところが、こうして合併して、こういうキャッチフレーズになりますと、大江山の800メートルから阿蘇海まで、この空が入ることで、その空間を表現しているようなイメージがだんだん膨らんできまして、町長はすばらしい発言をされたなというふうに今振り返っております。あのときは、もう庁舎問題しか頭になかったんで、このことには余り発言せなんだんですが、そのことを町長振り返って、空という発言をされた、そのことを振り返って一言コメントをいただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 私がよそから来た人間だからそう思うんだと思うんですね。やはり、ここへ来たときに感じたことは、間近に海がある、私京都市内は海がありませんから、海がある、緑の田んぼがある、そして大江山に登れば、見上げたら満点の星が見られる、そういう感動がこの町のよさだと思います。

そうした意味で、星空の見える町として、旧加悦町さんがそうした協議会に入っておられたんですけれども、そのことすら私は知らなかったんですけれども、環境サミットみたいなのが京丹後市でありましたときに、加悦町がそれに入っておられるということも聞きましたし、なおさらそうした空を含む循環型の社会、あるいは循環型のそうした農業も含めて、やはり雨が降って、それが川へ流れて海へ行き、そしてまたそれが雲になって戻っていくという、まさにそうした平面ではない空間も含めたまちづくりができるなという、そういう意味ではすばらしい財産を持っているなというふうに感じましたので、そうした意味で空は絶対入れてほしいなという、これは私の思いだったんですけれども、しかしおっしゃるように、そうした自然も含め、いろんな史跡

等の歴史、文化を含め、また産業も含め、本当に与謝野町にはいろいろといっぱいそうした財産がございます。そうした財産を、夕張のようにメロン城をつくってやるのではなく、今あるものに光をあてていく、それを見るというのが観光だと思しますので、そうした中ですばらしい産業を持った町ですから、その産業も含めた、自然も含めたそういうものに光をあてるような、そういった観光行政が今後の大きな魅力をつくっていくのではないかというふうに思いますし、そうした意味を持った中での発言だったというふうにご理解いただけたらと思います。

そうした意味で、小さいことを集めれば大きくなる、確かにそうです。チリも積もれば山となるですから、一人一人のそういう思いが集まれば、大きなエネルギーになると思いますので、そうしたまちづくりの基本として、そのキャッチフレーズの中にはぜひ入れたかったということがございます。

議 長（糸井満雄） ここで休憩をいたします。

3時10分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時55分）

（再開 午後 3時10分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般会計補正予算の質疑を続行いたします。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第178号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第178号 平成18年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第179号 平成18年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 簡易水道特別会計補正予算で質問をいたします。

14ページの委託料ですが、ここで量水器検針業務委託料が出てきております。つまり、水道メーターの検針ですが、これはこのあと水道会計でも出てくるので、両方についてあてはまることなんでしょうけれども、この検針の手数料、委託料がですね、1件あたり50円、このように統一されたということです。合併する前の旧町では、旧加悦町が55円、野田川町と岩滝町が50円

だったというふうに聞いております。

これは実際に岩滝で検針をしている方が言われたことなんですけれども、これではちょっとひどいのではないかと。加悦町は岩滝よりは広いと。全然広さが違います。バイクのガソリン代は自分持ち、その上時間もかかる。一見平等に見えるのですけれども、実はこれは平等とは言えないのではないかと、このように思うのですがどうでしょうか。

これは合併協議の中で決まったことだというふうにお聞きしているんですけれども、決めた人たち、この方もそんな細かいことまではわからなかったのではないかとというふうに思っております。一生懸命多くの時間を割いて協議していただいたのですけれども、やはり細かいところで、ちょっとしたミスというか、落ち度があったというふうに言えるのではないかと思っております。わずかの金額なんですけれども、この5円の差ですけれども、これについてどのようにお考えになりますでしょうか。お尋ねいたします。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 畠山議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

旧町で加悦町、野田川町につきましては55円、岩滝町は50円ということで、合併前に3町で調整されて50円ということで決定しました。

私も当初は、計算上一日どのぐらいで何軒回れる、それに50円かけてやれば七、八千円になるという計算の上で、それでも妥当かなという事は思っておりました。

しかし合併しまして、もう一度検針員さんたちの意見もお聞きしたりして、それと見ましたら、やはり加悦地域、野田川地域、岩滝地域と広さも違いますし、そこら辺は私も考えておまして、1件あたりの検針の金額につきましては50円が妥当だと思いますけれども、それプラス、交通費なりそこら辺の車両費的なものは、若干見なければどうかなと私も思っていますので、今後課内の中で協議しまして、けつあげまして、どのようになるかわかりませんが、幾らかでも言われるようにガソリン代なりのことは考えていきたいと、このように思っております。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2番（畠山伸枝） 先ほど野田川も50円だったと言いましたけれども、55円だったということで、私の方の勘違いがありましたので、その点は訂正をさせていただきます。

やはりそういう検針する方たちと接しておられる課長の立場としては、疑問をというか矛盾を感じておられたというふうにして、今答弁をお聞きしておりました。

そこですとね、わずかのことで納得できるんだから、ぜひとも改正してほしいと考えていたのですけれども、ほかに交通費とか車両費とか、ほかの面で考えることもできるという答弁ですので、これがどちらがよいかということについては、現場というか、実際に仕事にあたっておられる課長なり、検針される方たちが日々感じておられると思いますので、ぜひとも適正な金額になりますよう、改善することを求めたいと思います。ぜひともよろしく願いをいたします。

以上で質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに。

9番、井田議員。

9番（井田義之） 私も1点だけお尋ねをさせていただきたいと思いますが、その前にちょっと過去のことで、おわびをしなければならなかったことがありましたので、ちょっとそれを先におわ

びをしたいというふうに思います。

9月の定例会、9月25日の日に、幾地の四辻水道で、硬度が高すぎるという質問をさせていただきました。その後、役場で調査をした結果、水道課で調査をした結果、40ミリグラム/スケアリッターということで、大体50ミリグラム以下が地下水においてもいいんだということを私も言うたわけですけれども、それをクリアしておったということです。

これは実はこういうことが起きましたのは、いろんな浄水器を売られるメーカー、ここでもうはっきりと名前を申し上げておきますけれども、三浦工業さんがあるご家庭に行かれて、あんとこの水道水は70ミリグラム/スケアリッターだと、だから浄水器をつけなさいというような売り込みをされました。その方は実際に買われました。ただ、実際にはそれはおかしいん違うかということで、野田川町のデータを、与謝野町のデータですけれども見せましたところ、改めて検査をされて、38ミリグラム/スケアリッターであったということで、業者の方から本人さんにはおわびがあったそうですけれども、それにつられて発言をいたしました私自身がおろかであったということで、関係者の皆さんにはおわびをしておきたいというふうに思います。

そこで、質問ですけれども、16ページに委託料があります。委託料についてはいろいろと議会の中でも常に出ておることですけれども、測量委託料として200万円あります。これについて、一応一定の説明はあったと思うんですけれども、改めてどういう状況なんだということの説明をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 委託料の200万円、測量委託ということで提案させていただいております。

このないようにつきましては、現状が畑地であります。それから若干作業小屋がありまして、面積的に地図なんかで測りましたら大体1,400平米ほどあるんですけれども、その現地調査なり杭打ちで立ち会い等、それから面積の測量もありますし、それから官民境界の確定測量なんかも行います。それから用地測量しまして、あそこの土地の分筆登記とか、所有権移転登記等ありますので、その分で200万円を計上をさせていただいております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） それこそ細かいことで申しわけないんですけれども、いわゆる分筆の登記費用が入っておるといのは、この中ではわかりません。要は、私が知りたいのは、いわゆる測量委託料が幾らなのかなということですね。

昔は、私らの時分には、皆測量は平板測量で、かなりの人件費もかかりました。だけど今は、トランシット測量ですので、トランシットでコードをびびびびとやったら、もうすぐ出ます。それから小屋があると言われましたけれども、小屋なんか簡単につぶしてから測量されるんだろうと思いますし、つぶして測量されてもいいわけですね、どうせ買われるんだったら。それでどの程度の小屋がわかりませんが、高低差がどれくらいあるのか、それから筆数が何筆あるのか、地主が何人おいでなのか、いろいろと条件はあると思いますけれども、普通一般的に測量に200万円もかかるなんてことは考えられない。もう100万円もあれば十分できるというふうに、一般的には、畑地であれば、山林であれば別ですよ。

こういう安易な格好で予算計上がなされているのではないかなと、この細かいことですが、これがすべてになったら困るということです。

再度私が今言うたようなことで、測量の委託が幾らなのか、それからいわゆる登記が幾らなのか、再度お願いいたします。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 今のところ、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、正確な金額なんかはちょっとお答えできません。

一度ちょっと休憩させていただいて、今面積的にはそのぐらいの面積でやってますし、高低差につきましては、さほど高低差はないところありますので、今おっしゃるように安易に200万円という形で予算要求させていただいておりますけれども、できるだけ精査しまして、安くなる方法でやっていきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） どうしても役場の中でできない分については、委託をしなければならないということだろうというふうに思います。ただ、先ほども専門の技術者の話の質問もありました。一反5,000ぐらいの畑地を測量するのに、測量業者に頼まなければならないというような状態は、やはり専門職というのか、いわゆる職員の技術力のなさ過ぎだと、建設課もあるわけですし、農林課もいわゆる事業課もあるんです。そういう中で、やっぱりこれぐらいの測量は庁舎内で行けるといぐらいの技術者をやっぱり養成をしてやっていただきたいなど。

というのは、恐らく建設課でもこれぐらいの測量は常にやらなければならない。農林課の方でもこれぐらいの測量はすることはあるでしょう。そういうのを、やっぱり専門職を養成するというのか、採用するというのか、そんなことも考えていただいたらどうかなというふうに思いますけれども、きょうは全然答弁のない助役さんに考え方を求めます。

議長（糸井満雄） 堀口助役。

助役（堀口卓也） ご指名でございますので、私の方から答弁をさせていただきます。

先ほど、水道課長も申し上げておりましたように、この測量委託料であります。ただ単に測量だけではなく、分筆登記であるとか、境界確定であるとか、そういったものももろもろ含まれておりますし、それから内部の職員を使ってというお話もありましたが、ものによれば有資格者が必要な場合もありますので、それらを勘案して、こういった測量委託料という格好にさせていただいたものと考えております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 今の現状、本当言うたら、今の現状でも私が言うような方法がとれておるのが、私が民間企業であれば当然だろうというふうに思いますけれども、これから、きょうは無理にしても、今後はそういう方向でやっていく、トランシット1台あって、技術者が1人おれば、測量はできるわけです。だから、先ほど助役が言われた、また水道課長が言われておるように、登記の問題は、これはやっぱり専門の方が登記の手続をする、これはもうその方がいいだろうと思います。だけど、この中で200万円測量費として出ておれば、当然私は200万円も何で測量費に払うんだということが出発点の質問ですけれども、これが例えば100万円であるにしても、やっぱり測量ぐらいはできる、そういう専門職を育てる必要があるのではないのでしょうかということで、今のこの問題やなしに、今後のことについて助役に質問をしておりますので、そういう意味で再度答弁を求めます。

議 長（糸井満雄） 堀口助役。

助 役（堀口卓也） お答えをいたします。

貴重なご意見として拝聴させていただきました。検討はしてみたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 今建設課長にちらっと横で聞きましたら、役場の中にトランシットあるんですね。トランシットがあったら、あとは技術だけです。機械はあるんです。測量できるんです、簡単に。もう今は光波で簡単にできるんですよ、これは。そういう技術者が1人ぐらいおってもいいじゃないですかということです、もうこれ以上は言いませんけれども、そのことを十分に今後検討していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 蛇足になるかも知れませんが、測量等については、簡易なものについては、そうした形でやっております。

それ以外に、いろいろと職員そのもののレベルアップを図る努力は、これはしていかなければならないというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは私は、2点に限って、1点ではありませんがお世話になります。

一つは、14ページの減債基金が計上されています。ハシタンを含めて23万2,000円ということなんですが、なぜ23万2,000円なのか、教えてください。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 減債基金につきましては、当初予算で見えておりました額から、10月20日で申請をしたわけなんですけれども、そのときに額が確定した分について拾い上げてみますと、プラス23万2,000円、今回の補正をさせてもらった分であります。

この内容としましたら、ふるさとの水確保対策補助金というのと、それから災害復旧事業費の補助金がありまして、その分の16年度と17年度分の補助を交付申請しまして交付していただくわけなんですけれども、それで当初に計算しました額から、今回申請しました額の差が出てきましたので、額が決定しましたので、今回補正をその額を補正させていただいたということになります。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。

もう1点は、今回地方債補正がかけられたんですが、現時点でこの結果ですね、この会計の結果、どうなるんかと、残は、地方債残高は幾らになるか教えてください。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 当初予算書の355ページにこの起債残高も載っておりますが、今回変更しましたので、若干額が変わりました。

今回、補正をさせていただきますと、総額起債残高が39億3,599万8,000円、これが起債残高であります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第179号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第179号 平成18年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第3 議案第180号 平成18年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。
本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。
9番、井田議員。

9番(井田義之) 質問をさせていただく前に、年次別整備計画図をお配りいただきましてありがとうございます。これはやはり早い時期にしてくださいということをお願いをしております。配っていただきましたので、まず礼を申し上げておきたいというふうに思います。
そこで、今回また新たな資料を提出いただきました。いわゆる工事の面整備の変更ですけれども、これについてちょっと質問をさせていただきます。
石川の分なんですけれども、余でんさんの野田川支店のところに、マンホールが一つ追加されると。それからオレンジさん、カラオケスカイのところずっとマンホールをつけながら、延長がされるということなんですけれども、ずっと各個人というのか、屋敷が広いとこうして2カ所も3カ所もマンホールをつけて、町の方で追っかけていくのか、これまではどうであったのか、この間もこの余でんさんのときに、マンホールが何でこんな一番奥につくんですかということの質問をさせていただきました。追っかけていくんだということでした。追っかけていくなら追っかけていくで、余でんさんの場合には一番西側にその排水の設備がたくさんあるからここにマンホールですということでした。ところが今回は、入口にもやっぱりマンホールが追加される。これはどういう意味なのか、ちょっと説明をお願いいたします。

議 長(糸井満雄) 小西下水道課長。

下水道課長(小西忠一) ただいまの井田議員さんのご質問でございますが、余でんさんのところでございますが、ここでオレンジでまるで新しくこれはマンホールを追加いたしております。これは、右側の青い丸の位置が少し水道の方の関係で支障が出てまいりまして、ずれた関係で、直線で結べなくなりましたので、1カ所このマンホールが追加したものでございまして、公共柵がふえたというものではございません。あくまでも公共柵はナンバー9に近いところの黒い直角方向にひげだし出てます部分、ここ1カ所でございます。

それから、個人の屋敷の方の奥の方まで入っていくのかというようなご質問でございますが、それぞれ旧町から換地でありますとご本人さんの要望の水回り等の関係で、奥の方に入らせてもらっているのは、それぞれ各町でもやっておりまして、今後とも新町でもこれはご要望に応じては換地であれば向かっていかなければならないだろうというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） そしたらちょっと念を押すんですけども、この場合には、オレンジさんの場合には、3カ所になっておるんですか、これ。4カ所あるんですか、公共枡。こういうそれぞれの交渉の中で、こことこことここつけてくださいと言われたときには、それに付けていくと。例えば農道は大体90センチというのが昔からの農道の広さなんですけれども、90センチの農道があれば、つけてずっと管をはわして迎えに行くということで、今後はそういう方向で、これまでからそうだったと言われるんですけども、これまでいろいろな問題が私はしてもらえないというような苦情の声も聞いたことがあるんですけども、今後はそうして全部進められるということなのかどうか、もう一度ちょっと念を押しておきます。お願いいたします。

議 長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいまのご質問の最初の部分でございますが、オレンジさんのところで公共枡が3カ所近辺でふえております。もともとは、黄色でオレンジさん、ｽｼﾝで横断をする予定でございました。これがとりやめになって、新たに横に農道がございますが、こちらの方で水回りの関係でということで、新たにあとからご要望を聞く中で、出てまいりました。

それで、廃工になる部分は、この黄色で着色している部分が廃工ということで、新たにオレンジの部分が延びていったということでございまして、オレンジのところは1カ所と、それから上側に少しずれて黒で直角に出ております。これは新たにまた造成されて、別の方がされるということで、これも公共枡を取り組んでいくということでございまして、それからカラオケスカイさんのところと、これはまた屋敷と名義が違うようでございまして、ここも1カ所ふやすということでさせていただいたものでございます。

それで、農道等にも今後入っていくのかということでございます。施工上、可能でございましたら、行かしていただくということで、中には狭いところとかいろいろとございますので、無理な場合もございますが、施工上可能でございましたら、行かしていただくということです。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） よくわかりました。親切にやられれば、供用も少しはふえるのかなというふうに思いますので、やっていただけたらいいというふうに思いますが、ぜひともそのことを続けていただきたいというふうに思います。

そこで今度は、補正予算書の14ページ、今回整備基金の積立金を1,700万円積んでいただくというようになっております。今もう既に下水道が始まってからかなり年数がたってきました。当然、基金を積みながら工事を進めていかないと、工事を進めると施設の老朽化によって修理なり改善なりをしなければならぬ部分があると思いますので、私はせいぜい基金を積み立てるべきではないかということはずっと野田川町時代から申し上げてきました。今ここで1,700万円積んでいただいて、基金が幾らになるのか、お尋ねいたします。

議 長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 今回、1,700万円の増で、トータルいたしまして6,470万円の積立の見込みとなります。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） まだまだ下水道の予算からいうと少なすぎるというふうに思いますので、できるだけこういう機会を見つけて、基金を積んでいただけたらなというふうに思います。そのことをお願いをいたしまして質問を終わらせていただきます。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第180号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第180号 平成18年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第181号 平成18年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑には入りません。

質疑はありませんか。

17番、今田議員。

17番（今田博文） それでは農集排の補正につきまして質問をさせていただきます。

今回、温江の関係で、マスタープランを作成ということで、19年度から整備に入るといふうに聞いておるんですが、19年度から整備に入られて、一連の流れ、いつごろどういう形で供用開始までの流れというのはどういうことになりますか。

議 長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 温江の農集排の事業でございますが、まだ正式に採択されてということではございませんので、ご了承いただきたいと思いますが、現在のところ、19年度事業採択は受けられるだろうということで、私どもの方も計画を練っておるという状況でございます。

それで、まだ新年度予算等もございまして、一応の予定でございまして、事業といたしましては19年度から24年度まで、6年間の事業で行いたいというふうに考えております。

それで、まだ新年度予算のこともございまして、最初は処理場の用地の確保とそれから測量等に入っていったら、管渠の整備、それから施設の整備も途中から入らせていただいて、一部供用開始が先にでもできるような形で私ども今、当課では考えております。これはまだ国の方との折衝

もでございますので、何とも言えませんが、原課の考え方といたしましては、すべてが整備されてから25年度ぐらいから供用開始するのではなく、できたところから早く供用開始をしていきたいというような考えで、今現在私の方ではそういう思いであります。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） 近年、非常に下水道に対します要求といいますが、要望というのが年々高まってきておまして、一日でも早く柵をつけてくれというふうなことの町民の皆さんの希望というのは非常に高いものがあるだろうというふうに思っております。

今、6年間の事業ということなんですが、奥滝の農集排もお世話になりました。もう少し期間としては短い期間でお世話になったのかなというふうな思いを今頭に描いておるんですが、面積の関係とか、戸数の関係とか、いろいろとそういうこともあるのかなというふうに思うんですが、ちょっと6年間というのは長いなという思いがあるんですが、もう少し短縮といいますが、そういうことはできないんでしょうか。

それとその下の修繕費14万円、これはどこのことですか。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） お答えをいたします。

6年間の事業が長いということでございます。規模的には奥滝より戸数等も規模も大きくなっておまして、事業費もかなり奥滝から比べますとふえておるという中で、府なり等の交付金等の関係もございまして、一応現在は6年間という思いであります。

今後、またそういった上部の中では、可能であればありがたいんですが、そういった方向で早く進むような形でお世話になりたいと思いますが、交付金等の関係もございまして、現在のところは一応6年間ということをお願い、思いとしては思っておるところでございます。

それから需用費の修繕料でございますが、14万円これにつきましては、奥滝の府道の加悦但東線の改良工事を行っておりまして、そこにうちのマンホールがあります。これが段差等支障になってますので、マンホール部の高さ調整工事で14万円を挙げささせていただいておることです。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） 今奥滝の関係で、道路整備をいただいております、マンホールの調整が必要ということなんですが、それはそれでいいんですが、奥滝地域、30戸接続をさせていただいて整備をお世話になりました。あれから何年ですかね、足かけ4年ぐらいたつというふうに思うんですが、まだ50%もいってないのかな、30戸のうち12、3戸ぐらいかなというふうに頭の中で想像しておるんですが、この関係で、非常に接続戸数も思うように伸びないということはあるんでしょうが、その割にはその浄化槽というんですか、その形の維持費はいつくるわけで、当然赤字会計なんだろうというふうに思うんですが、ざっとの計算でいいんですが、収支というのは大体どのようなことになっておるのかということが一つと、それからもう一つは、これも前回申し上げたんですが、平成37年までかけて公共下水、農集排、それから合併槽と、すべて水洗化していこうということで加悦の場合はスタートしたわけですが、既に農集排はもう今回の温江でもう事業は終わりということになります。そうすると、平成37年、課長の答弁ではもう少し前倒

しができるかなというふうな思いも聞いております。

しかし、いつまで待ったら来るんだと、公共枡を接続していただけるんだというふうな思いで待ち望んでおられる方はたくさんあります。そこで、いつごろその地域には工事に入りますよと、あるいは接続ができますよというふうなことで、あらましの予定といいますか、その見通しを何とかお世話になれへんかなということで、この議会でも私は申し上げたことがあるんですが、そういうことがいまだに町民の皆さんの間に開示をされていないということがありますが、その開示というのはできないんでしょうか。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） お答えをいたしたいと思います。

まず、農集の収支の関係でございますが、確かにご指摘のように、奥滝におきましては30戸ぐらいの対象で、接続半分ぐらいという中で、いわゆる使用料も非常に少ない金額になっております。

当初予算でも、一応使用料等では64万5,000円の使用料ということでございまして、しかしながら歳出の方につきましては、維持管理費から総務費等、これが約850万円ほどございますので、それから比較しても単純に差額が赤字というような格好になるかと思っております。

そうした中で、それは収支としてはそのような格好で、ざっと見てもそういうことございまして、もう1点の下水道の工事のPRというかお知らせ等でございますが、今回、年次別整備計画図を議員の皆さんにはお示しをさせていただきました。これも一応計画でございまして、注意書きにもうたっておりますように、現段階での年次的な計画図、色分けした計画図でございますが、一定これをお示しさせていただいております、今後また新年度予算との絡みもございまして、また区長会等にもお示しをさせていただいて、大体今の現在の計画としたらこういう形で私の方としては進みますよという、こういう部分を配布させていただきたいと思っておりますので、それを通じて町民の皆さんもお尋ねいただけたらなというふう考えております。

非常にきちっとした、いつということがなかなか申し上げにくいものでございまして、2、3年のスパン、あれで一応表示させていただいておりますので、いつと言いますと、またそれがいろいろと問題が生じてくることもございますので、現段階ではこれでご勘弁がいただきたいというふう考えております。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） 我々議員にはそうしていただき、区長会でも何とかそういう形でお知らせをしたいということなんですが、なかなかそういう形では町民の皆さんにわかりにくいと言いますか、浸透しにくいというふうなこともありますので、ぜひ広報が何かで、見通しがつく部分だけで結構です、また余りが一とやりますと、言うるとおりにせえへんやないかということで、おしかりを受けるということもありますので、ある程度、見通しがつく範囲で、町民の皆さんにもぜひ開示がお世話になりたいというふうに思います。

終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第181号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立多数であります。
よって、議案第181号 平成18年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第5 議案第182号 平成18年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。
本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第182号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第182号 平成18年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第6 議案第183号 平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。
本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。
勢旗議員。

1 1 番(勢旗 毅) それでは大変遅くなりましたが、国保の関係につきまして、少し教えていただきたいと思っております。

今回ですね、療養給付費の補正等も出ておるわけですが、現在のこの療養給付費の状況というのはどういうことになっておりますか。

議 長(糸井満雄) 佐賀保健課長。

保健課長(佐賀義之) ただいま議員さんの質問で、現在の医療給付費についてはどのようになっているかという質問でございますけれども、現在、療養給付費につきましては、一般でございますけれ

ども、一月当たり9,560万円の費用がかかっております。

これについては、最近の医療費の請求状況を見ておきますと、今月請求があった分について1件700万円、一人の一月の請求がございました。このように、大変超高額な医療の請求が出ていると、このようになっておまして、医療費につきましては、ちょっと右肩上がりで上がっているという状況でございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） この保険税の関係でですね、大変な落ち込みと申しますか、減額になっているわけですが、この辺の理由というのが特にありましたら。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今回、保険税の方で総トータルで7,017万7,000円これは退職と一般とをあわせてなんです、減となっております。内訳的には、一般の分が7,577万7,000円、そして退職の分は560万円の増と、このようになっております。

この保険税の設定につきましては、合併協議の中で、16年度ベースに合併協議で税率を決定をされました。それが3月1日に専決でこの率等について決定をいただいたんですが、本来、この所得の申告等によって収入、所得が確定するのが6月でございます。したがって、従来でしたらそのあたりで所得状況を見ながら、その年に必要な保険料を設定するわけでございますけれども、今年度につきましては、合併という特殊事情がございまして、合併協議の中で協議された16年度ベースについての保険料設定でそのまま税率等をはしりました。

その結果、このように実際課税をした段階で落ち込んできたということでございます。本来でしたら、修正申告等で若干戻ってくるんじゃないかなというように思っておまして、12月まで推移を見ておったわけなんです、実際、いただける金額については、今回補正させていただいた金額になるということで、今回訂正をさせてもらったということでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） 合併協議の中というお話でございましたが、一般会計の中でですね、住民税の個人分ではですね、2,000万円ふえているわけですね。全くそういうことが考えられずにやられたかどうか、ちょっと疑問に思いますのと、それからもう一つは、公金の取り扱いの手数料ですね、これも今回補正されておりますね。国保税だけは非常に減額になってですね、一般会計は2,000万円も税収がふえていると。実際には2,000万円よりもっとふえてる。

国保の方の公金の取り扱い手数料、当然納付書1枚という勘定になるんですが、これにつきましても、どうもこの辺のつながりがですね、もうひとつ理解がしにくいんですね。そここのところをお願いします。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 補正予算書の13ページの上に、金融機関の公金取り扱い手数料が37万8,000円ふやさせてといいましょ、新規で上げさせていただいております。また当初、この予算書を新年度つくるときに、この取り扱い手数料については、税務の方で一括してお世話になっておるといような経過がございまして、国保会計では見ておりませんでした。

それが、本来国民健康保険会計でもみよということで、分担された金額でありますので、当初この部分を計上していなかったとということの理由でございます。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 特に国民健康保険税は今税の中に占める割合は非常に高いということですね。十分精査をしていただいて、それぞれ料率決定をしていただかないかというふうをお願いしておきたいと思います。

それから先ほどですね、一般会計の中で、いわゆる住民健診、健康診査の話が出ました。私もことし健康診査を受けましてですね、非常に7%伸びておるということだったのですが、私もびっくりしまして、その後早くわかったということでありがたいなと思っているんですけど、ことし行った感じとしまして、非常に京都公助保健会ですか、ここがことし受けて検査をされてたか、非常に親切だという感じを受けましたし、見えとった方もですね、全然違う今までとということですね、住民の評判はこの分でも非常によかったと。何日かあったわけですので、そういう意味で、私は今回このことについては、非常にいい業者を選ばれたなと、こういうふうに思っております。

それから一つには、役場の職員さんの出勤が少ないなと、こういう意見がございましたが、私は役場の職員さんが少なくても、十分住民の方々に喜んでいただけるということで一つになったんで、今後の一つの行き方になるのではないかなと、こういうふうに思っております。

以上です。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第183号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第183号 平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、可決されました。

次に、日程第7 議案第184号 平成18年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは1点だけですね、お尋ねをしておきたいと思います。

今回の補正から見ますとですね、17年度との対比でこれを見ますと、大体5%ほど医療費が伸びるかな、こういうふうに思っておりますが、先ほどの保健課長の中で、高額療養費の関係でですね、1件700万円のケースがあるということですが、国保連合会が国保地方会から発

表されております高額療養費ではですね、1件1ヵ月に5,000万円を超える医療費が出ておるということの中で、この老人保健の場合も見ましてもですね、この補正で見ると約2倍、17年度の決算から見ると、いう気がするわけですが、その辺の主な理由といえますか、どのように考えていらっしゃるか、ここのところを一つお願いします。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） ただいまの議員さんのご質問にお答えしたいというように思います。

この老人医療につきましては、人数的には来年の10月からしか、9月いっぱいまでは人数がふえないと、原則人数がふえずにお亡くなりになられた場合について減っていくということでございます。大体今見ておりますと、平均一月に20名程度老人保健の方が亡くなっておられるんですけども、対象者が減っていく中、今ご指摘のように大変医療費も伸びております。この要因につきましては、分析を内容を見ておりましたら、やはり長期入院がふえてきたということで、入院されると高齢の方ばかりですので、やはり若い方のようにすぐに元気になられて帰られるというんでなしに、長期化というのがあって、入院の増による分が主なものとなっております。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） したがってですね、それぞれ高額療養費にはね返りも大きいと、そして言いましたように一般の分といえますか医療給付がですね、5%ぐらいで高額の部分9割ぐらい上がると、やっぱりそういうことに原因としてはなるというふうに理解したらよろしいか。終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第184号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第184号 平成18年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第185号 平成18年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第185号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第185号 平成18年度与謝野町水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第9 議案第186号 平成17年度京都市町村交通災害共済組合歳入歳出決算についてを議題とします。
本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第186号を採決します。
本案について、原案のとおり認定可決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第186号 平成17年度京都市町村交通災害共済組合歳入歳出決算については、原案のとおり認定可決されました。
ここで10分ばかり休憩したいと思います。
10分の休憩をとりたいと思いますので、4時25分まで休憩をいたします。
(休憩 午後 4時12分)
(再開 午後 4時25分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
次に、日程第10 意見書案第3号 地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書(案)を議題とします。
事務局に議案を朗読させます。

事務局長(森下文夫) それでは意見書案第3号でございます。今回の提出者は、10月7日の日に会議規則の変更をしていただきましたので、委員会の委員長で提出をされております。提出者は、産業建設常任委員会委員長の廣野議員でございます。
地方道路整備の促進と財源確保に関する意見書案、上記の議案を別添のとおり、会議規則第13条の規定により提出をしますということでございます。

議長（糸井満雄） 提出者より提案説明を求めます。

廣野委員長。

4 番（廣野安樹） それでは意見書案第3号を朗読をもって提案にかえさせていただきます。

地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書案

道路は、国民生活や経済、社会活動を支える基礎的な社会基盤であり、道路網の一層の整備は、公益的な地域間連携、文化交流、商圈の拡大などを促すとともに、活力と魅力ある地域づくり、安全で快適な環境づくりを推進するために、必要不可欠である。

与謝野町は、京都府北部に位置し、地域の活性化のため高速道路の整備が待ち望まれているが、京都縦貫自動車道はまだ2区間が未供用であり、さらに接続する鳥取豊岡宮津道路も未完成となっている。また、当丹後地方では、公的な交通機関が少なく、自動車は生活必需品であり、都会に比べて一人当たりの保有台数が多く、走行距離も長く、税負担が多いのが実情である。

しかるに、財源不足を理由に一般道の未着工、未整備区間が多く、先行きに多大な不安を抱えている。

よって、国におかれては、地方の実情を勘案の上、地方への財源委譲も含め、安定的な財源を措置されるよう、次の項目を強く要望する。

記

1．高速高規格道路については、民営化された6つの高速道路会社のもと、透明性、効率性に留意しつつ、山陰地方の道路行政の遅れを認識され、必要な道路を着実に整備するとともに、利用者の公平、利便性に努めること。

2．地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金は、箇所、時期を限定して集中的に投下しているものであり、これを譲与税化し機械的に分配すると、地方の道路の整備に重大な支障が生じ、都市部と地方の格差がますます拡大することから、その廃止、委譲は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年 月 日

衆議院議員議長 河野洋平様以下

以上でございます。よろしくご審議賜りまして、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

失礼しました。項目の地方の道路整備の促進と財源の確保に関する意見書案ということで、まことに申しわけありません。失礼しました。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

今田議員。

17 番（今田博文） それでは道路整備に関する意見書案につきまして、質問をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

今回、委員会でもとめられて、こうして意見書を意見書案ということで提案いただきました。大変委員会ではいろんな議論もあったというふうに思います中に、委員長がリーダーシップでもとめていただいたかなというふうに推察をしております、そういった意味で、大変ご苦労さんでした。

私は、国語力が非常に乏しいわけでごさいます、そしてここに書いてある現状もよくわかりませんので、少しお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

文面の6行目の「京都縦貫自動車道ははまだ2区間が未供用であり、さらに接続する鳥取豊岡宮津道路も未完成となっている」、こういうふうに文面にあるわけですが、供用開始の未区間の2区間というのは、どこのことなのか、それから鳥取豊岡自動車道というのはどこからどこまでの道路の計画なのか、教えてください。

議 長（糸井満雄） 廣野委員長。

4 番（廣野安樹） お答えいたします。

2区間、未供用につきましては、沓掛から大山崎間、またもう1区間は須知から綾部、いわゆる安国寺までということをごさいます。

それから鳥取豊岡宮津道につきましては、このことにつきましては宮津から私は豊岡鳥取までというように記憶をしております。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 7 番（今田博文） その次に、もうちょっと下の方なんです、*「しかるに、財源不足を理由に一般道の未着工、未整備区間が多く先行きに多大な不安を抱えている」*、こういう文面があるんですが、もう少しこのことをかみくだいて説明がいただけんかなというふうに思うんですが。

議 長（糸井満雄） 廣野委員長。

4 番（廣野安樹） 一般道の未着工、未整備区間と申しますと、まずこの地域におきましては、私が聞いておるのでは、着工はいたしておりますが未整備であるということをおかれております明石香河線、それから岩屋峠の改修工事、それから滝から但東町へ抜けます道路、それから加悦奥から但東町へ抜けます道路、それから岩滝網野線という事業がまだ一般道としていろいろと未整備の区間だというように伺っております。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 7 番（今田博文） はいわかりました。

それからその下になるんですが、*「地方の税源移譲も含め、安定的な財源を措置させるよう要望する」*と、こういうことがあるわけですが、今話題になっております小泉改革を継承するんだということで、安倍大臣が打ち出されております道路特定財源の一般財源化と、こういうことがあるわけですね。今ご承知のように、道路財源というのは、特定財源というのは、国、地方あわせて5兆円ほどあります。それを道路整備に使うんだと、一部まちづくりだとか、いろんな鉄道の高架だとか、いろんなことに使っているんですか、基本的には道路の整備にあてるんだということで、そのお金というのはほかに使ってはだめだということで、限定予算といいますか、そこに使っているわけですね。

ですから、今その一般財源化が非常にマスコミを中心に、あるいは政治的な問題になっております。地方でも反対の声が多い、それからいろんな自動車業界、石油業界、いろんな方が一般財源化には反対だということで、声高々に声を上げておられるわけですが、そうして一般財源化されますと、安定的な財源、そんなものが手当していただけるんかなというふうにも思っておりますが、そういうことを勘案しますと、今の世情にあわせて道路に限定的に使ってくださいと、

一般財源化には反対するんだということの意見書の方が、的を得ておったのではないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（糸井満雄） 廣野委員長。

- 4 番（廣野安樹） その点につきましては、委員会でも一般財源化に反対だと、一般財源化することには反対だと、そうすることによって、一般財源化を、いわゆる道路税をこの道路整備に使わないことに財源をすることになりますと、いわゆる揮発税などの見直しも必要ではないかというようなご意見もあったわけですが、京都府の道路関係の系統を見せていただきますと、道路関係で966億円、その財源といたしましては、一般財源で258億円、その他の財源で23億円、地方債で353億円、地方道路特定財源が143億円、国庫補助金などガソリン税、自動車重量税などが189億円、いわゆる地方道路特定財源それから国庫補助金などを足しますと332億円、そういった費用の中で与謝野町といたしましても自動車重量税で約7,000万円地方道路譲与税で2,480万円、自動車取得税で約6,800万円という予算を組まれております。いわゆる一般財源化することにはいいとしても、いろいろと問題があるということはありませんが、以上のようなことを申し上げまして、このような文面にさせていただきました。

議長（糸井満雄） 今田議員。

- 17 番（今田博文） 委員長が今言われたいろんな道路をつくるための財源ですね、京都府はどういう財源をもとにして道路整備を行っているかと、その内訳を詳しく委員長から説明があったんですが、これを見ますと、京都府の道路整備の約3分の1、これは道路特定財源でできています。財源確保ができています。ですから、今一般財源化の話がありますが、一般財源にお金をほりこんでしまえば、こんなお金が京都府にくるのかなと、実際に、いう思いがあるんですね。

そして、先ほど言われた、この地方にはいろんな懸案道路があるんですね。宮津養父線、中内加悦線、加悦但東線、それから岩滝はちょっと名前が出てきませんがあるんでしょう。加峠もあります。そういったいろんな道路の要望、住民の切実な願いがある中で、もっと声高々に財源確保を言われた方が、的を得ておったというふうに思うんですが、そのことについて、一般財源化について、委員長は賛成か反対か、あるいは委員会の中でどういう議論があったのか、教えてください。

議長（糸井満雄） 廣野委員長。

- 4 番（廣野安樹） 一般財源化につきましては、産業建設常任委員会といたしましては、一般財源化に対しましては賛成する委員さんはございませんでした。一般財源化することに対する賛成の委員さんはありませんでした。

議長（糸井満雄） 今田議員。

- 17 番（今田博文） いやいやそうとは思えませんね。私は、名前は言いませんけれども、そこら辺の人とは長いつきあいがあるんですね。それで、こんなことにはならんという思いがあるんですが、今言われたことは、本当なんだろうけれども、もう一度確認します。

議長（糸井満雄） 廣野委員長。

- 4 番（廣野安樹） そういった意見はございませんでしたので、意見書案の中には一般財源化についての文言は一切入れておりません。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） そういうことでいろいろと外野からは意見がありますが、委員長が公式な場でそうして言われるんですから、それは本当なんでしょう。そうしか、そんなものうそなんて私は言えませんし、その場にもありませんでしたので、委員長の言われることはそうだなというふうに受けとめをさせていただきたいというふうに思います。

しかし、そういったことがあったにせよ、もう少し今の世相、あるいは状況を考えると、本当にもうインパクトな、時代にマッチした意見書を上げる方が、より効果があがるのではないか、こういうふうに私は思っております。

いろんな道路特定財源、先ほど言いましたように道路整備ではなくしてまちづくりだとか、バリアフリーだとか、いろんなことに使われてるんです。ですけれども、委員長もご承知のように、宮津のあのインターで今はやりの、お金払わんでもシューといけるやつがありましようが、あれがないんですわ。あんなものぐらい、当たり前でつけてもらわんだら、我々は毎日ガソリンを入れたり、車検のたびに重量税払ったりしてるんでしょう。特定財源がなくなったら、こんなものいつのことかわかりませんで。

そういうことを総合的に勘案しまして、特定財源反対ということの意見書の方が的を得とったかなというふうに思っております。

今、委員長が委員会の中でのことを言われましたのでもうそれ以上言いませんが、それから2番ですね、明記がしてある2番の地方道路整備臨時交付金、これはどういうお金ですか。

議長（糸井満雄） 廣野委員長。

4番（廣野安樹） この地方道路整備臨時交付金につきましては、当町におきましては、岩屋川線の改修や、岩屋から但東町へ抜ける改修の事業費、それから明石香河線の改修事業に使われている、そういった事業にいただいておりますお金だというようにお聞きしております。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） わかりました。すみません。終わります。

議長（糸井満雄） 廣野委員長。

4番（廣野安樹） 府道や、結局言うたら岩屋の地域内の府道や何やかの改修に使われておるということを今お聞きしました。府道や町道に改修資金としていただいておりますということをお聞きしました。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

委員長、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより意見書案第3号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、意見書案第3号 地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書(案)は、原案のとおり可決されました。

ここで申し上げます。

本日の会議は、議事の都合により5時以降も続行いたしますので、ご承知願いたいと思います。

次に、日程第11 意見書案第4号 町村税財源の充実確保に関する意見書(案)を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長(森下文夫) それでは意見書案第4号でございます。提出者は議会運営委員会委員長の井田議員でございます。

町村税財源の充実確保に関する意見書(案)

上記の議案を別添のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

以上でございます。

議長(糸井満雄) 提出者より提案説明を求めます。

井田委員長。

9 番(井田義之) ちょっと時間が気になりますけれども、一応読み上げさせていただきます。

町村税財源の充実確保に関する意見書(案)

平成18年度までの三位一体改革は、8兆円の税源移譲が実現されたものの、地方交付税は16年度から18年度の3年間で5兆円も削減されている。

経済財政諮問会議では、2010年度初頭までに、基礎的財政収支の黒字化を目指すとし、歳入歳出一体改革の中で基準財政需要額の見直し、人口と面積による配分、6兆円の削減が可能、不交付団体を半数程度にするなどの発言が見られるように、大幅な削減が上げられている。

地方交付税は、地方の固有財産であり、憲法で地方自治体に保証された、財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行するためのものであり、地方税に次ぐ重要な財源である。

国全体として、行財政改革が叫ばれる中、既に町村は骨身を削る思いで歳出削減をしており、交付税の一方的な削減が実施されるならば、地方自治の根幹を揺るがし、基礎的自治体の存立すら危ぶまれることとなる。

よって、国は地方財政制度の見直しにあたり、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1. 町村は人口割に比べて非常に面積を有し、国土保全、水源涵養、食料生産、温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを踏まえ、必要な財源を基準財政需要額に算入するなど、算定基準を見直すこと。

2. 税源移譲の実施に伴って、課税客体の乏しい地方公共団体が財源不足に陥らないように、地方交付税に適切な措置を講ずること。

3. 国の歳出削減の一端として、地方交付税を一方的に削減することをやめること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成18年12月 日

衆議院議員議長 河野洋平様以下
財務大臣 尾身幸次様

京都府与謝郡与謝野町議会議長 糸井満雄

であります。議会運営委員会の中でこの意見について意見が出ましたことを触れておきたいというふうに思います。

表書きの中で、地方交付税は地方税に次ぐ重要な財源であるということを書いておりますけれども、今現実問題として、与謝野町で地方税は4.4億円から4.6億円地方交付税が、地方税は1.6億円、いわゆる15.7%と4.4%ですか、これで地方交付税を先に持つてくるべきだと、一番にすべきだという意見もありましたけれども、大方の方がやっぱり自主財源を優先すべきということで、地方交付税を2番目の財源ということでここに書かせていただきました。

それから、福祉等のこともというような意見もありましたけれども、一応、記の中の1番に国土保全、水源涵養、食料生産、温暖化防止等の中にこれも入れるということで、この中で特に基準財政需要額をしっかりと見直すことと、算定基準を見直すことということで入れておりますので、このことに包括したいというようなことで一定の整理をさせていただきましたので、皆様のご賛同を得て、12月中に早く出せることをお願いをして、提案説明とさせていただきます。

議長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

提出議員の委員長、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより意見書案第4号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、意見書案第4号 町村税財源の充実確保に関する意見書(案)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 意見書案第5号 石田地区「高規格道」路線の住民説明を求める意見書(案)を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長(森下文夫) それでは、説明しますまでに一つ訂正をお願いします。

提出者の伊藤議員の「男」が「雄」になっていきますけど、「男」でございます。ご訂正をお願いします。まことに申しわけありません。

それでは意見書案第5号、提出者は伊藤議員でございます。賛成者は、野村議員と畠山議員でございます。

石田地区「高規格道」路線の住民説明を求める意見書（案）

上記の議案を別添のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 提出者より提案説明を求めます。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは石田地区「高規格道」路線の住民説明を求める意見書（案）の提案説明を行います。

まず初めに、意見書案を朗読します。

去る11月22日に都市計画審議会で、鳥取豊岡宮津自動車道宮津網野線の変更が決定されました。これに先立ち、11月13日与謝野町石田地区の住民26人から同計画に対する陳情書が与謝野町議会に提出されました。

その内容は、路線変更を求めるものですが、京都府と住民の間に誤解があると考えられます。したがって、住民からの陳情書も出されていることもあり、当地域の住民の誤解を解消するため、京都府に住民説明会を開催していただきますようお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

の内容であります。

次に、この意見書の提出経過と根拠について述べます。

この意見書の高規格道路というのは、ご承知のとおり鳥取豊岡宮津自動車道宮津網野線であります。ご存じのように、11月13日この意見書にありましたように、陳情書が出されておりました。その内容は路線変更を求めるものですが、その根底には、京都府の説明不足による住民の認識に数々のずれ、誤解、乖離があると考えられます。

このことは、この間の所管である産業建設常任委員会の審議の中でも、全委員が京都府の説明不足であることを発言し、認めております。しかし、また一方、現時点、高規格道路の工事の現状は、隣の須津地区までルートが進められてきており、都市計画審議会で決められたルート変更は容易ではなく、極めて困難な現状にあるというのも歴然たる事実であります。

そのことを勸案し、私たち提出者といたしましては、住民に最も身近で、かつ誠実な対応が求められている町議会として、責任ある住民への対応が迫られていると考えています。

その方法は、十分な審議とともに、議会の具体的な態度として、京都府に住民説明会を求める意見書を提出すること、これ以外に議会の意思表示することはないと判断し、今回の意見書案の提出に至ったわけであります。

また、産業建設常任委員会の審議の中で明らかになったことは、陳情書が求められているルート変更は、現実的に見て議会での合意は到底、得られない状況でありますので、京都府への住民説明会を求めるという点で、これに絞って意見書を提出することになったわけであります。

これなら、道理から見ても、議会の同意が得られると考え提出したというのが根拠と経過であります。

次に、京都府と石田地区住民の少なくとも26人以上の方々の間に誤解というか、ずれとありますが、これが生じていることの一例だけ紹介しておきます。

最初の住民説明会が、正確ではありませんが平成6年ごろで、そのときの当初のルート案が平

成10年の説明会では現在のルートに変更されていたと住民が指摘している点であります。

現在の確定ルートは、当初のルート案よりも150メートルほど岩滝側に振られていることです。京都府側は、当初のルート案に対し、そうした路線は示していない、当時ルートは決めていなかったと説明したようですが、住民26人はその初めての説明会で具体的なルートを示していたと述べています。これを裏づける資料が京丹後市作成の地図、平成16年時点の地図であります。これでは住民が主張している当初のルート案が明確に平成16年であるにもかかわらず、明確に描かれ、そのルートと符合しているのです。

その当初のルート案は、平成6年ごろでしたが、京丹後市ができたのは平成17年ですから、16年現在のルートを示したものと思われます。またその地図作製の業者に確認しますと、再三にわたり土木公営所と協議し、確認して作成したというのが地図作製の業者の回答であります。ですから、京都府が当初のルートは決めていなかった、そうした路線は示していないという主張と、その根拠は完全に崩壊したことになります。これについても、京都府は関係住民に対する明確な説明を現時点でも行っておりません。

最後に私が最も気になることは、こうした住民に対する不十分な説明、まして反対している住民に納得してもらうには、十分すぎるほどの説明が必要であることは明確であります。工事が遅れていると言われていますが、十分な説明ができていない状況で、今後の測量調査や工事着工になれば、一層困難な状態、トラブルが発生しかねないと強く懸念をしているところであります。

以上が、意見書案の提案説明であり、議員の皆さんの十分な審議とともに、全員の賛成で可決していただきますよう、重ねてお願いをして終わりたいと思います。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

今田議員。

- 17番（今田博文） たびたびすみません。今、伊藤議員から意見書案について、中身の説明がありました。その中で、府の説明不足このことは委員ですか、委員とはだれのことです、その説明不足を認めておるといのは、

（委員会という声あり）

産建委員会が認めておるといふような発言があったんですが、本当にこれは両者の話、地域の話と京都府の話と、じっくりその話を聞かれた上での判断なり、見解でしょうか。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

- 7番（伊藤幸男） まず初めに、認識がずれているかどうかという、説明不足ですね、生み出した、説明不足があったかどうかという点はね、実は府議長はお持ちでないかわかりませんが、今回の陳情書の中身に、関係資料で全員配付はされておりませんが、その中に関連資料が実はついているんです。そこには、公聴会の記録まである、膨大な資料があります。これは後刻見ていただいたらと思いますが、それ私全部読みました。かなり時間がかかりました。

しかし、相談も直接あったということもありまして、全部読みまして、それが非常にね、いわゆる住民側の声に対する答弁も、回答もですね、鮮明ではないし、改めてまた質問していることについて、これへの見解も鮮明に答えていない。先ほど冒頭した一部がそうですが、そういう態度が見受けられました。

もちろん、賛成の方も、それから反対の方も、多くではありませんが、ごく一部でしたけれども、私自身が出会えたのは、賛成の方にも出会いました。これは説明不足は否定はされておられません。その方は、

それからもう1点、議会の中での、これはちょっとあえて議員の方から言われたんで委員の皆さんにはあれですが、率直に意見、私のメモですから誤解があったら困りますけれども、正確だと思いますけど、僕が書いたんだから。まずね、ある方とはしておきますね、全部言うていいですか、中身ですから。家城議員は、「説明が不十分など、伊藤議員の主張もあるが」ということで、このことについては認めておられます。それから有吉議員も、「説明の努力は必要だ」とおっしゃっています。それから谷口議員も、「粘り強く京都と今後も努力してほしい」ということを異っておるんです。それからもう一つ、多田議員も「京都府の説明が云々という中で、努力してもらわねばならない」ということをおっしゃっています。それから委員長自身も12月の8日と11日の産業委員会で、「確かに十分な説明とは言えない」こういうふうにおっしゃっています。

ですから、私も含めてですが、全員が認識が一致していると、その点は、いうふうに思います。

議長（糸井満雄） 今田議員。

- 17番（今田博文） そのときの説明会の際の資料といいますが、議事録なりその資料を見られてのいろんな今その委員さんの発言をそれぞれお示しをいただいたわけですが、そのことは私もその議事録見てませんし、地域の人の話も聞いてませんし、よくわかりませんが、そうして皆さんが、産建の委員さんがそういう議事録を読まれ、資料に目を通され、そういう判断をされたら、それはそれで個人の主張ですから、それはそうなんかなという以外に私は今のところ申し上げることはございません。

ただ、地域にはそれなりに接触といいますが、出られた方もあるんでしょう、恐らく。ところが一方、京都府に対しては、出向かされているんな議事録以外にです、説明なり何なり、こういう形でこういう気持ちで説明したんだとか、京都府の思いというのは聞かれたんでしょうか。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

- 7番（伊藤幸男） 今の質問の趣旨はもうちょっとわからないんですが、委員会や我々提出者としては、直接京都府に聞くという行動はとっていません。

委員会は、そのことを題して委員会で論議になったのは、具体的な京都府へのアクションをすれば、議会として意見書を出すことで、京都府に見解を求めるということが一番いいのではないかというふうに私は主張しましたけれども、筋からいってそれが一番筋でしょうし、残念ながら、直接行ってどうこうするという調査は12月議会ということもあって、日程上とれなかったというのが実情だと思いますけれども。

議長（糸井満雄） 今田議員。

- 17番（今田博文） それはいい訳にすぎないですね、それは。京都府なんて、宮津、京都府なんですから、土木事務所があるんですから、伊藤議員はいつも宮津へ通勤されとるんでしょ。行けますよ、そんなものは。議会中だとか何とかいって。それは十分に私は知りませんよ、どうなんか知りませんが、どちらの話も、資料も見、議事録も見、どちらの話も直接聞かれた方がよかったです。はなかつたかなというふうに思うんですね。

今弁解をされましたが、議会中だとか、京都府は遠いとか、宮津ですよ。そうでしょう。府庁まで行けいとれへん。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私は弁解するつもりは全くなくて、時間がなかったというのは、委員会の運びの問題に、冷静に見て、この委員会の中で結論出されるのはね、どうも経過から言えばちょっと私自身は正直言って不満がかなりあったんですが、違和感と言った方がいいんでしょうけれども、議運の方からあずかってきたこの陳情書の協議というか、審議でしたので、そこはなぜ議運の中から頭を下げるように産業委員会が対応しなきゃならないかという、ちょっと違和感も私持ってますね、そういうことはともかく、そういう時間的制約があったのではないかと、委員長の頭の中で、あせつとるといふかね、だからそれなりの結論を持って、議運に返したいという意向でみんなが合意されて、僕は反対でしたですよ。

そういう経過があって、なったんで、それは別に私は逃げるつもりとか、避けるつもりとか、弁解をするつもりはありません。

もう1点は、先ほどちょっと説明しましたが、京都府の見解は、かなり具体的に文章で出ています。それはむしろ読まれた方がいいんじゃないかと思うんですが、例えば先ほど言った路線の問題についても、いろんな物件問題だとかいうのも含めて、集落も含めて、膨大な資料ですが、回答がいわゆる公聴会の意見が三者から出ました。三者とも、3点、4点の質問を項目起こして言っています。それに対する府側の見解は、即答はしませんで、後日公聴会に対する見解、回答を出しています。これでは今言ったような問題でも、かなり項目わけてしているんですが、しかしこの中身を私自身は読んだ上で、あいまいだと、結論から言えば、住民の方々から見たときに、説得できるような文面ではないというのが私の見解なんです。これは委員会でも明らかにしましたし、委員会の中でそれについては、いやーこれで全く納得できるというような意見は残念ながらなかったんです。

以上です。

議長（糸井満雄） 今田議員。

1 7 番（今田博文） それぞれ見解がありますので、この件についてはこのぐらいにしておきます。

今回、請願という形で地域の方は、26人の方は請願という形で、紹介議員をできれば返したいと、請願という形で議会に持ってこられたわけですね。ところが、いろんな議員さんにアタックされたんかどうか、小耳にはさんだんでは、そういう方もあるようです。

ですから、そういう地域の思いと、それからその議員さんがそれになかなか、はいわかりましたと皆さんの思いは私が受けとめて、議会で頑張りましょうということにならなただけですね。その一つの原因は、私は地域の中でこういういろんな道路をつくるとか、地域の中での大きな問題というのは、やはり地域のトップ、すなわち区長さんを介して、京都府でもいろんな折衝なり説明会をいつしたいとか、公民館を借りたいとか、いろんな形で区長さんを通じてやられてきたんだろうというふうに思うんですね。ですから、そのことはそういう形で筋を通して京都府はされた。しかし、今回のそのルート変更については、26人の方だけ、そこで区長さんが「お前らの思いもわかった」と、区長を先頭に地域であげてやりましょうということになぜならなかったのでしょうか。

そこら辺は調査といいますか、聞き取りといいますか、そういうことはされたんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私も区長にも出会いました。その詳しい、今踏み込んだお尋ねの点は、実はかなりギャップがあるようでして、事実ね。だから確かに、指摘されている面は、幾分があたっているということは率直に認めるべきだろうと思います。

ただ、私は一つはですね、区長を通じて行われてきたという経過の中にもね、非常にちょっと不十分さが、その進め方についてもね、十分な住民的なコンセンサスをとるという点で、十分であったかというのはね、不十分さもあつたのではないかと。それはいろんな事情があつたようですが、府というか町の窓口にされたのかちょっとわかりませんが、幾つかの対応の中で、区長も気を揉んで、いろんなことを要望して、結論としてオッケーを出すと言いますかね、合意しているということによって前向きに受けとめたふうに感じておられますが、その中身、真意については、どういふなつたからわかりません。

ただ、今今田議員がおっしゃるのは、区全体あげてね、合意事項ができるかというのは、このこういうケースの場合にですね、非常に難しい問題ですよ。私的な財産がどうなるかというのは、非常に決定的な意味を持つほどのことですから。私が一番話を当事者やその26人の人は全部ではないんですが、聞いた感じで受けますのは、やはりこのことが協議されだしてからですね、地域の中で表裏というか含めてですね、非常に近所づきあいがまずくなっているということを言っているわけですね。だから、今回も議会の中で問題にしましたが、例えばコミュニケーションですよ。地域の中にあるべきコミュニケーションが、このまま状態だったら戻らないということを行っているわけですね。だから、そういう意味でも私は、区長の問題というかね、区の中で一致しなさいと、そうでなかったらだめだという対応でなくて、ある意味では見解が賛成、反対あつたにしても、区に対して全体で京都府が事業をする責任者として、きちっと賛成反対も含めて説明をしてもらおうということしか、私は道がないんじゃないかと。それが逆に言えば、コミュニケーションを和らげると言いますかね、和解に持っていける一番近道ではないかというふうに思っています。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 今伊藤議員の説明では、個人財産だから区なり区長の介入する場はないと、薄れるというふうな発言があつたわけですが、区長というのはそういう立場じゃないですね。区の中の一部の人が困っておつたり、このことを解決してくれ言われたら、区長はそのことを踏まえて先頭に立って、どっかに折衝したり、交渉に行くのが区長ですよ。

そういうことが、なぜその地域でできなかったんかなというふうな思いがあるんですね。それはいろんな経緯がある中で、わかりませんが、私は一つ推察するには、その区長さんは京都府の説明、課長が昨日ずっと平成5年からの説明をずっとされましたけれども、その説明というのが、ほぼ妥当と言いますか、そのことにある一定納得をされているのと違うかなというふうにも思うんですね。そのことに区長さん自身が、いやいや京都府の言うことはおかしいと、もっとしゃんとせいというんなら、その方たちの先頭に立って、土木事務所にお願ひに行ったり、交渉に行ったり、いろんな形でされるのが普通ですよ。個人財産だから区長はかかわるべきでないとか、そんなことは少なくとも岩滝や石田は知りません、私たちの地域は道路もつきましたけれども、い

ろんな形で区長さんが先頭に立って、いろんな交渉や難しいことも解決してきたんです。だから道路ができたんです。

私はそういうふうに解釈をしておるんですが、間違いでしょうか。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 繰り返し今言われている問題で、個人財産だからかかわるべきでないということが二、三度今質問者から言われましたが、私はこういうことは一言も言ってない。曲解があると。個人財産だとか、いろんな諸事情があると、それは、利害にかかわってね。だからそこまで副議長が言うようなことは私は言ってないわけで、だからということで決めつけるような言い方はちょっと遠慮してほしいというように思いますね。

だから私は、推察で異議であってもですよ、そうでなくて、今慎重に今言っているのは、みんなの全体の地域の中での合意形成をするような意味でもね、今言うたら納得できない人もおる、反対する人も賛成する方もいる、そういう中で一番いいのは、京都府自身が事業の当事者なんですから、そこに行って説明することの方が、一番いいのではないかと。全部区長さん任せではなくてですよ。区長さんも一緒になってその場でやるということの方が大事なんではないかという思っています。ですから、別に区長が悪いということを私自身が言っているわけじゃなくてね、区のいろんな事情があるんでしょう、僕はわかりませんわ、それ正直言って。加悦ですから。加悦のことだって区のことはまだわからん方ですから。ですから、そういう点では、今言うようなこじつけられたような言われ方をするのは、極めて心外だというふうに思いますのでよろしく。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 決して私は決めつけでは言ってないですよ。そうと違うかと、私たちの地域のそういう道路をつけるときの対応、区長さんの立ちふるまい、それを見ておったら、こういうことには我々の地域ではなりにくいなということを少し衣を被せて言っただけのことですよ。

もう、時間ですので終わります。何度話しておっても線路ですので、だんだん広がりそうになる。

もう一つだけ、もうやめるけど、思うんですね、この方たちはルート変更を求められておるんですね。最終的にはルート変更をしていただきたいという思いを持っておられるのに、誤解が生じているから説明会を開けと、このことで地域の方は納得されるんでしょうか。なぜルート変更をせいという検証にならなんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） これはね、丁寧ぐらいに、私時間もって経過と我々の認識、この提出した根拠については述べたと思っています。

ですから、ここで大体網羅していただけると思うんで、注意深く聞いていただければわかったんではないかというふうに思っています。

地元の方々、その点については基本的に多くの方ではありませんが、何人かの方はこういう意見書でどうでしょうという話は当然私はしました。その方々に、何人かの方に了解をいただきました。それをもって今提出しています。そのことを申し上げます。

それからもう1点、先ほどの区の中で区長の役割、大事なことで、現実問題ね、いろんな区の中ではそういう・・・やっているんですが、私が言っているのは、区がいろいろと中でいろいろ

るありますよね、問題事象によって。それが起きた大元は、こう思っていたのに実は150メートルも違うところに現行のルートになったと、これが納得できないということがボタンのかけ違いの始まりなんですよ。

ですから別にね、石田区の運営がどうこう問題を言っているんじゃないんです。そこが合意できないから、納得できないからということを行っているんですね。物事の始まりはずっと調べてみますとね、そこが始まりだと思いますよ。だから違和感があるとか、反対のために反対をするとか、そういうことを言っているわけじゃないで、それからもっとリアルな接近を先ほども説明の中で言いましたが、本人たちも正直言ってね、希望なら変えてほしいと。しかし、須津までできるという事実はね、はっきりと認めてますよ。なかなか難しいだろうということも認めてます。ただそれが、納得できんと。当初、現に京丹後の地図であるではないかということまで言っているわけですね。

だから、その認識のずれが起きているのは、私は再三言いますが、京都府自身が行って、事業の主体者なんですから、お上じゃないんだから、昔と違って、京都府の職員が行って、実は我々はこう考えていますと、あなた方の理解はここが間違っていますよという説明をすれば、事は解決するというふうに思います。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

伊藤議員、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

4番、廣野議員。

反対意見の方から意見を述べていただきますが、反対意見ですか。

どうぞ。

4 番（廣野安樹） ただいま提出されました意見書に対し、反対の立場から討論を行います。

この件については、議会運営委員会より産業建設常任委員会に調査依頼を受け、12月15日午前9時30分に委員会を開催し、坂本建設課長、西原主幹、三田主査に出席をいただき、最初に図面にて説明を受け、現地調査を行いました。

当日、午後4時まで審議を行いました。結果が出ず、継続審議を行うことで会議を終了しました。12月19日、再度審議を行い、府の説明に対し、理解しにくい面もあるとの意見もあったが、一方の意見として、どこから図面が出てきたのかという結論も出しがたいという意見もあり、当委員会の結論は、大変難しい、基本的に府の都市計画審議会が11月22日に行われ承認されている中で、委員会としての疑問点のみの意見書を提出することは、やめるべき、反対者26名的心情を思えばわからないわけではないとの意見もあったが、産業建設常任委員会においては、意見書を提出することには大きな問題が生じてくるとの判断から、当委員会において、意見書の提出することは与謝野町議会としても問題もあり、最終的に産業建設常任委員会として、意見書を提出することに対し採決をとったところ、賛成少数にて否決となりました。

議会運営委員会より調査の依頼がありました点については、先ほど申し上げましたが、十分な

る調査を行いましたことを私が議会運営委員会に口頭で報告を行うことで委員会を終えましたことを申し添えます。

以上申し上げましたことを十分ご理解を賜り、本意見書提出に対し、委員会の立場もご理解を賜りますようお願いを申し上げ、反対討論といたします。よろしく願いいたします。

議長（糸井満雄） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 畠山伸枝です。私は、日本共産党与謝野町議員団を代表して、石田地区高規格道路線の住民説明を求める意見書（案）に対する賛成討論を行います。

この意見書（案）の提出根拠と経緯につきましては、提案者が提案説明で述べましたので省略をいたします。

次に、住民からの陳情書は、経過から言えば請願書を準備しておられたのですが、何人かの議員に紹介議員を断られ、やむなく陳情書になったという、これが実情であります。

したがって、その性格からも、切実な内容からも、当然議会としての住民への回答が求められていると考えております。

鳥取豊岡宮津自動車道宮津網野線について、石田地区の住民が26人の署名をつけてこうした陳情書を提出された主な原因とその対応について、私ども当議員団の見解を述べておきます。

まず一つは、石田地区への説明会は、平成6年前後に行われ、それから四、五年ほどたち、平成10年11月に説明会が開かれ、京都府の説明では、いつになるかわからないとか、平成32年ごろではないかななどの説明、答弁をされたと聞いております。

住民は、そうならずと将来のことだから、このように理解しておられたようです。余り気にかけておられなかったということです。本来なら、この時点で京都府はルートが都市計画審議会で決定されるわけですから、明確な回答や対応、都市計画審議会で決められたことを明らかにした態度をとるべきでした。これらの説明会の入口の経過で、京都府の説明が不十分であるために、住民側に認識のずれ、誤解、乖離が生まれていると考えています。

二つ目には、その後の京都府の対応、姿勢にも数々の問題があります。その数々の認識のずれや誤解の中でも、提案説明で述べましたように、平成6年ごろの住民説明会での当初のルート案が平成10年の説明会では現在のルートに変更されていると住民が指摘している点です。これらについても、明確な回答をしておりません。

そのほかにも幾つかの点で、極めて不十分であいまいな回答など、誠実さに欠ける京都府の対応や姿勢が見られます。

三つ目の要因は、住民対応の窓口である町の担当課の対応です。今回の場合、京都府の事業ということもあり、府の代弁者のような対応がされた点であります。また計画案に対する縦覧期間の告知についても、ホームページで示されませんでした。今後のことがありますので、ぜひとも町の担当者と職員には、町民の立場で対応することを強く求めておきたいと思えます。

四つ目の問題として、最も身近な町議会の態度が問われていることです。賛成、反対、どちらの住民であっても、誠実な姿勢でその声を真摯に受けとめる態度が求められています。

最後に、今回の場合、今後の測量や工事着工の際に、納得できない住民との間にトラブルが起きる懸念を強く感じております。誤解や不十分な説明、そのことから発生している不信のままで

避けられない事態が起こった場合、工事が大幅に遅れるのではないかという懸念であります。したがって、当地域の住民の誤解を解消するために、京都府が住民説明会を開催していただくことが、どうしても求められるのではないのでしょうか。

今回の住民説明会を求める意見書(案)の提出は、最大限譲歩したもので、全会一致で賛同できる内容であり、また同時に、全議員が議会として住民にも道理と筋を通すことができる内容であると確信しております。

良識ある議員の皆さんの全員賛成で議会の明確な態度を示していただきますよう、重ねて呼びかけるものでございます。

以上で、意見書(案)に対する賛成討論を終わります。

議長(糸井満雄) 次に、本案に対する賛成、反対、いずれかの意見の発言を許しますが、ありませんか。

赤松議員。

10番(赤松孝一) 先ほど来、提案者の伊藤議員の提案理由、また賛成者の畠山さんの賛成の討論、それに対しまして産建の廣野委員長の反対討論等聞かせていただきまして、廣野委員長は委員会の代表としてもものを申されているようであります。私は一個人の議員といたしまして、反対の立場から討論をいたします。

まず、基本的にここに書いてありますように、誤解を解消するためということではありますが、この誤解ということは、これが例えば石田区民が何人おられるか知りませんし、また区役員さんがどうなのか知りませんが、いずれ区の役員さん、また区の区民さんの多くの方々は、いかなる経緯があったとしましても、現在のルートを容認されているということであるから、別段これが問題にも何も地元でなっていないと。本来であるならば、石田区民の26名に対しまして、区長の副中書がついて出ても不思議ではないと。それを地元の岩滝の選出の議員さんも紹介議員にならない、また他町の出身の議員もならないというふうなところに、私は何らかの特別の意図があるような気がしてなりません。

したがって、議会として確かにおっしゃるように、住民の皆さんの期待にこたえるということは議員としての、議会としての責務でもございますが、今回のこの誤解が生じているならば、十分にこの26名の皆さんと京都府土木事務所、並びに当町の関係職員との話し合いは、23名の皆さんが何も議会を通さなくても十分できるだけの時間も、また背景もあると。あえてこのような形で与謝野町議会に請願書を出せなかったと、紹介議員がいなかったと、また陳情書を出されてまでされる意図が私にははっきりとわからないと。

ルート変更であるならば、ルート変更、またこの26名の方だけがどのような形で、例えばマイナス利益を発生するのか、ただ単に京都府の説明が不十分だからこれでは誤解であると。じゃあ多くの利害をしている区民はどうなのかとなりますので、これは明らかに、やはりいわゆるこの26名の方々の反対という言葉を使って、誤解という、その誤解という意味が私は、この誤解が生じたからすべてこのような形で少数人数であろうとも取り上げることになりますと、今後の議会運営にも多くの禍根を残しますし、また先ほど畠山さんがおっしゃいました、これが最大限の譲歩したものであるという、譲歩という言葉に対しまして、私は何を譲歩されたのか、全く意味不明の言葉であります。

したがって、このような形での意見書の提出につきましては、反対という達から討論をさせていただきます。

まず基本的に、この26名の方々の、いわゆる私から見ればこれは誤解ではなしに、ルートに反対をされていると、その反対の根拠が何であるかと、26名の方々の反対の理由ですね、ここでは反対ということは一言も書いてない、誤解となっていますが、私はルートの変更に対する反対があったのであろうというふうに思います。その根拠がはっきりしないものに対しまして、意見書の提出はあえて必要ないと思っています。

また、十分に京都府の土木事務所でも、町のこの与謝野町の担当者でも話し合える時間は十分ありますし、また当町の担当者もこの26名の方々がお見えになりました、お話を聞いていただきたいというふうに思います。これで十分じゃないかと思っています。

以上です。

議長（糸井満雄） ほかに討論はありませんか。

賛成討論を許します。

野村議員。

1 番（野村生八） 本意見書案に対する賛成討論を行います。

ただいま赤松議員が反対討論で述べられました点に限って、考えを述べたいと思います。

今回出している意見書というのは、何が正しいか、そういうことを明確にするということの思いで出された意見書ではありません。したがって、今回出されている26人の方の思い、そしてそれ以外の方で同じルート変更等々わからないという方もおられるでしょうし、そうじゃない方も当然おられるだろうと思います。どちらが正しいかということではなくて、少なくとも、今から工事に入ろうというそういう中で、そばの方だけではなくて、その土地を収用しようという地主の方も入っておられるわけで、そういう方々がそうでない方々も含めて、この高規格道路の工事に対して、十分理解ができるように、京都府として説明責任を果たすということは、今の時代にあっては当然のことだろうというふうに思っています。

だから、どちらが正しいとか、賛成の方もおられるから必要がないとか、そういう問題ではないだろうと。それは先ほどもありましたが、譲歩の意味はそこにありまして、提案者の思いはルートの思いがあったでしょうが、議会としては、そこにこだわった意見書ではなくて、だから廣野委員長も言われた、何が悪いとかいう、そういう意見書ではなくて、十分工事責任者として住民に理解が得られるような説明をしてほしいという、そこに限った意見書として提出していますので、どうかご理解いただきますようお願いしまして、賛成討論とします。

議長（糸井満雄） ほかに討論はありませんか。

反対討論を許します。

井田議員。

9 番（井田義之） この意見書に対する反対の立場で簡単に討論しておきたいというふうに思います。

まず最初に、産業建設常任委員会の皆さんには大変お世話になりました。そこで2日間かけてゆっくり審議をしていただき、結論を出していただいたことに対して、まずもってお礼を申し上げますというふうに思います。

それから、先ほどから出ております意見書の提出ですけれども、いわゆる京都府に対して、京

都府知事に対して、与謝野町の議会として意見書を出すということの重みを考えたときに、誤解だかと、説明不足の中で、私は意見書を出すべきではないというふうに思います。

私自身の経験から申し上げましても、香河川改修、この間竣工式がありましたけれども、細かくは言いませんけれども、反対の方がおられたばかりに、あの工事が何年遅れたのか、また5億円の工事が流れた、工事金が流れた経過もあります。確かに、地元の方々、26人の方々の気持ちは十分わかりますけれども、この方々の気持ちを何とかする方法は、知事に意見書を出されなくても、十分に対策はとれるんじゃないかなというふうに思います。と言いますのは、この説明会の中には、当然岩滝町の建設課長、建設関係者の方々も行かれたでしょうし、与謝野町になってからの説明会にはそれなりに与謝野町としての対応、同席もされたやろうと思います。

それから先ほど伊藤議員が言われた、路線の決定ですけれども、これは平成17年度とか、そんな遅い時期ではありません。もっと早い時点であそこのルートは決まっております。そうでなければ、今の工事はできません。今はもう既に設計をされて、トンネルが掘れて、もうあそこに出てくることは決まっていると。それからあとになって路線変更というのはあり得ません。最初は、人家があるところも確かに絵の一部にはあった可能性というのか話の中ではありましたけれども、実際に工事にかかる段階においては、人家を外すという前提で路線は決定をしておるといふふうに私は聞いております。

とりあえず、そういうことは説明をする、例えば京都府の方に何とかお願いをする、それからまた、当与謝野町の担当者が行って、26人の方々と話をされれば、私はそれで解決できる方法があるんじゃないかなと、与謝野町の議会としての意見書を知事に突きつけるということについては、反対ということで反対の討論とさせていただきます。

議長（糸井満雄） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより意見書案第5号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立少数であります。

よって、意見書案第5号 石田地区「高規格道」路線の住民説明を求める意見書（案）は、原案は否決されました。

次に、日程第13 閉会中の継続審査（調査）を議題とします。

3 常任委員会から、審査（調査）中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査（調査）の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案その他すべて議了いたしました。

これをもちまして第5回平成18年12月定例会を閉会とします。

閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

12月7日に開会いたしましてから16日間、途中私の不行き届きもあったかと思えますけれども、どうぞお許しを願いたいと思います。

また、一般質問も私以外17の方が本議会にも提出されました。その中でいろいろと厳しいことや、要望も出されたと思いますが、これもすべて新しいまちづくりのため、そして福祉の前進のための討議やら意見やら要望でございます。どうか町長以下理事者の皆さん、執行機関の皆さん、真摯に受けとめていただきまして、今後の施策遂行に役立てていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

年末もあと10日となりました。どうかノロウィルスをはやっておりますので、お体には十分気をつけていただきまして、ご家族ともども新しい新年を迎えられることを切に願ひまして、閉会の言葉とさせていただきます。

なお、新年1月4日9時30分から、この議場におきまして新年の互礼会を開催したいというふうに思いますので、ご参集を願いたいと思います。

以上でございます。ご苦労さまでございました。

町長から発言を求められておりますので、しばらくご静聴賜りたいと思います。

町長(太田貴美) ことし1年締めくくりの最後の議会でございますので、最終日にあたりましてご挨拶申し上げたいというふうに思います。

合併元年の本年は、議員の皆さん方におかれましては、当然のことながら、行動範囲も広くなり、今日まで慌ただしく多忙な日々を過ごされたことと存じます。

議会運営にしましても、各旧町との違いがありますし、運営を行うためにもご苦労されたことと存じます。

12月7日から開催されました本定例議会で、5回目を数えることとなりましたけれども、本議会は人事案件1件、条例2件、一般議案6件、工事請負変更契約議案6件、補正予算議案8件、意見書案議案1件、計22議案を提案させていただき、議会の皆さんの発議によります議案2件とあわせまして、合計24件となりました。

本会議におきましても、各常任委員会におきましても、熱心な議案の審議をしていただき、全議案すべて原案どおり可決ご承認いただき、ご理解賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げます。

合併しましてから、10ヶ月が過ぎようとしておりますこの間、町といたしましても、審議会を初め、10年後、20年後の与謝野町の・・・を見据えました長期総合計画を作成されるという審議会をはじめ、安心・安全のまちづくりを推進するための町国民保護計画及び町防災計画等策定、行政のスリム化を進めるための行政改革推進委員会等、各種審議会及び協議会等を立ち上げ、新町の礎を築くこととし、本格的に・・・をいはじめたところでございます。

とりわけ、町総合計画におきましては、町の骨格をなし、かたちづくっていくものでございまして、多くの審議会にも委員皆さん方のご審議をしていただく中、町民の皆さんの協働と参画のもと、皆さんの意見を反映し、将来を展望した総合計画を作成していきたいというふうに考えております。

今回、一般会計、6特別会計、水道事業会計のご承認いただいたところでございますが、これにより、町全体で総予算額が約211億円にも達し、今後の予算執行にあたっては、創意工夫を行うことにより、最少の経費で最大の効果を常に考え、住民の皆さん方のサービスの向上を図ってまいりたいというふうに思っております。

9月議会の決算審議の中でも申し上げましたように、町の財政状況に応じて、・・・聴取不能・・・・・・・・・・極めて硬直化した状況でございまして、予断を許さない状況でございます。財政運営を図るためにも今後も気を引き締め、さらに健全な財政運営に努めていきたいというふうに考えております。

また、19年度予算編成につきましては、現在各課の予算要求に対するヒアリングを終了し、財政担当課で査定作業に入っております。18年度予算は合併する初年度として旧町からの事業を引き継ぎ、合算的な予算でございましたが、19年度予算につきましては、実質公債費比率等の財政指標等について、平準な範囲に推移するよう、常に気を配る必要があるというふうに考えております。

したがいまして、・・・あるいは事業の費用対効果を見極め、スクラップ&ビルドの方式により、更なる財政指標を立てるように指示をいたしており、身の丈にあった、そういった持続可能な行財政運営を図ってまいりたいというふうに思っております。

今後、19年度に策定します総合計画に沿った、厳しい現実を見据えた中で、将来を展望し、町政の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

きょうまで議員の皆さん方に賜れましたご意見を指針として、町民の皆さんが安心して暮らせる町、そしていきいきと活動できる活力あるまちづくりに懸命の努力をいたすものでございますので、今後とも、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(閉会 午後 5時44分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議 長

同 議 員

同 議 員